

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 16 回遵守委員会会合報告書

2021 年 10 月 5 - 7 日

オンライン

第 16 回遵守委員会会合

2021 年 10 月 5 - 7 日

オンライン

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会（CC）議長であるフランク・ミーア氏は、参加者を歓迎し、会合の開会を宣言した。議長は、COVID-19 パンデミックの影響により今年の会合はビデオ会議（VC）として開催されること、また一部議題にかかる議論は文書通信を通じて会合の前から開始されていることを述べた。議長は、この特別なアレンジメントに対する参加者の協力に感謝を述べた。
2. メンバー及びオブザーバーは、それぞれの代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

3. 議題は別紙 2 のとおり採択された。
4. 本会合の文書リストは別紙 3 のとおりである。

1.3. 会議運営上の説明

5. 議長及び事務局長は、主な会議運営上の説明を行った。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

2.1. 事務局からの報告

6. 本議題項目にかかる議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。

SBT に関連する措置

7. 事務局は、メンバーによる CCSBT 管理措置の遵守状況を総括した文書 CCSBT-CC/2110/04 (Rev.1) を提出した。本文書から留意すべき重要な点は以下のとおりである。
 - 過剰漁獲：インドネシアは、2019 年及び 2020 年の両漁期において同メンバーの総漁獲利用可能量を超えて漁獲し、2つの漁期を合わせた総過剰漁獲量は 456.584 トンとなった。インドネシアは、この過剰漁獲分を 2022 年から 2026 年までの期間において返済することを約束した。

- その他の事項：
 - 南アフリカは、2021年の第26回拡大科学委員会（ESC）会合に対する国別報告書を提出しなかった。
 - 南アフリカは、一部の漁獲証明制度（CDS）の様式を提出しておらず、多数の不適切な漁獲モニタリング様式（CMF）を提出しており、また過去と同様に異なるソースから提出されたデータ間で不一致があった。
 - 南アフリカは、「港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議」が定める検査後 14 日間の提出期限内に同メンバーによる港内検査報告書を事務局に提出せず、また 14 日間の提出期限より遅延する理由の通知も行わない状況が続いている。
 - 一部のメンバーでは、想定される全ての輸入 CDS 文書の写しを事務局に提出していない状況が続いている。オーストラリア及び韓国は、過去 5 年にわたり、1 年当たり 1 件から 2 件の輸入文書を提出していない。
8. 事務局文書において提起された課題、及びこれらに関連して事前協議の際にメンバーから提起された質問に対する主な回答は以下のとおりである。
- オーストラリアは、輸入システムにおいて SBT 輸入コードが使用された場合は CDS 様式の返還を求める電子プロンプトの追加や様式の返還の必要性に関する注意を喚起するべく水産物輸入業者及び協会と作業を行うなど、CDS 様式の収集の改善のための措置をとっていることを述べた。オーストラリアは、関連する様式の件数は少ないことを述べた。
 - 韓国は、（CDS 文書の検証ではなく）CDS データの集計及び管理に問題があったことを述べた。韓国のプロセスでは、韓国税関が収集した輸入 CDS 文書を海洋水産部及び NFQS（国立水産物品質管理院）に提供することになっている。しかしながら、現行制度ではこの手続き及び期限が明確になっていない。韓国は関連する国内法の改正に取り組んでいるところであり、国内法の改正が完了するまで韓国税関との協議を継続する予定である。
 - 韓国は、2020 年における同メンバーの科学オブザーバーカバー率がゼロだったことについて、COVID-19 パンデミックに伴う制約から今漁期も科学オブザーバーを配乗することができていないことを述べた。
 - ニュージーランドは、同メンバーの浮はえ縄船団における船上カメラ画像の解析は一次産業省が実施していることを述べた。同メンバーの全浮きはえ縄漁船に対して電子モニタリングを導入するかどうかについては現時点では未定である。本件はパブリックコメントに付されているところであるが、全表層はえ縄漁船に対して船上カメラの運用を義務付けることが当初の提案であった。

- 欧州連合（EU）は、SBTが漁獲される可能性がある海域で操業する漁船に対してCDS標識の分配はしていないと述べた。これは、EUはSBTを漁獲対象とすることを許可しておらず、SBTを漁獲する可能性は低く予期し難いことであり、また2012年以降はSBTの漁獲がなかったためである。またEUは、CCSBTでは市場に流通しない（例えば自己消費される）SBTに対する標識装着義務はないことを指摘した。
- EUは、CCSBTの（漁業活動に関する）CDS要件はSBTを専獲するか、又は無視できない水準でSBTを混獲する船団を対象に設計されたものであって、EU漁業の特性を考慮したものとなっていないと述べた。さらにEUは、SBT分布域で発生し得るSBTの漁獲を禁止しているEU漁業又は非メンバーの船団の特性をCCSBT CDSの要件に適切に反映させるべく、実際的な取決めを検討すべきと考えたと述べた。EUに対するQARの結論を受けて、EUは、その状況を反映するためのCDSの改正（特定の要件の適用除外又は要件の簡素化）を提案する可能性がある。
- 日本からの要請の応え、事務局は、本文書別紙Cの新たな表（iii-vi）を引き続き提供していくことを述べた。

ERS 関連措置

9. 事務局は、生態学的関連種（ERS）に関連するCCSBTの措置にかかるメンバーの実施の程度及びERSに関するメンバーのパフォーマンスについて精査した文書CCSBT-CC/2110/05を提出した。データが利用可能な直近の暦年である2020年について留意すべき主な課題は以下のとおりであった。
 - ほとんどのメンバー（オーストラリアのはえ縄船団、インドネシア、日本、韓国及びニュージーランド）は、それぞれの少なくとも1つの船団において全体的な科学オブザーバーカバー率目標である10%を達成せず、また韓国は同メンバーのSBT船団に対するオブザーバーカバー率が皆無であった。もう一つのメンバー（南アフリカ）は、同メンバーの科学オブザーバーカバー率目標を判断するために必要なERSデータを提出しなかった（2019年も同様であった）。さらに、5つのメンバー（オーストラリアのはえ縄船団、インドネシア、日本、韓国及びニュージーランド）は、それぞれのオブザーバーカバー率の代表性が50%（又はそれ以下）に過ぎなかった。
 - 日本及び台湾は、2つ以上の混獲緩和措置の使用がCCSBTにより義務付けられている海域での観察された投縄の一部において1つの海鳥混獲緩和措置しか使用されなかったことを報告した。日本に関しては、2つ以上の措置の使用が義務付けられている海域において観察された同メンバーの漁獲努力のうち約50%において混獲緩和措置が1つしか使用されていなかった。しかしながら、これは2019年の漁獲努力のうち71.5%において1つしか混獲緩和措置が使用されていなかったことよりは改善している。台湾に関しては、統計海区2及び14での投縄のうち6.1%において1つのみの混獲緩和措置が使用さ

れ、2019年の6.3%と類似した結果となった。しかしながら、統計海区3-10においては、1つのみの混獲緩和措置の使用は2019年の8.6%から2020年は0%まで低下した。適切なデータが不足していることから、インドネシア、韓国又は南アフリカによる混獲緩和措置の使用状況を判断することは不可能である。

- 日本、ニュージーランド及び台湾の引き伸ばし海鳥死亡数は、2019年から2020年にかけて大幅に減少した。しかしながら、利用可能な推定値が存在しないインドネシア、韓国及び南アフリカを含まずとも、海鳥の引き伸ばし総死亡数は1,500を超えた。オーストラリアでは、海鳥死亡数はゼロであった。
 - 2019年又は2020年のERSデータを提出しなかった南アフリカを除くほとんどのメンバーは、ERSデータ交換要件、生態学的関連種作業部会(ERSWG)会合及びCC会合及び拡大委員会(EC)に対する年次報告要件の大部分を遵守した。本文書で示したとおり、一部例外がある。
10. 事務局文書で提起した課題及び事前協議におけるメンバーからの質問に対する主な回答は以下のとおりである。
- 観察された海鳥死亡数の減少に関する質問に対し、いくつかのメンバーは、混獲緩和措置の実施の改善、混獲緩和に関する取締りの改善、漁業操業中に出現した海鳥の数が減少したこと、COVID-19パンデミックの影響によりオブザーバーデータの利用可能性が限定的であったことに伴うサンプリングバイアス、及びオブザーバーが配乗された海域の違いといったファクターが関連している可能性があるとして述べた。海鳥死亡数の減少に強く寄与した単一の要素はなかった。
 - 一部のメンバーは、COVID-19パンデミックが科学オブザーバーを配乗するためのそれぞれの能力に負の影響を及ぼしたと述べた。
 - オーストラリアは、同メンバーの蓄養オペレーションは人のオブザーバーによって観察されており、はえ縄の漁獲物については電子モニタリングを利用して観察されていることを確認した。
 - 日本は、混獲緩和措置の全面実施が確認されるまで、同措置の使用に関する同メンバーの是正措置を継続していく予定であることを述べた。また日本は、措置の実施状況に関する情報は、CCSBTのERS決議パラグラフ8の規定に基づき情報提供を専らの目的としてCCに提供されていることを述べた。日本は、同メンバーによるERS措置の遵守状況の評価は他の関連するRFMOの遵守委員会において実施されるものであって、CCSBTの遵守委員会は日本に対するそうした評価を行う場ではないと考えている。
 - HSIは、オブザーバーカバー率の改善の必要性(混獲緩和のモニタリングを改善するためのEMの利用の可能性を含む)、遵守上の失敗に対する是正措置の必要性、混獲緩和措置の遵守を改善する必要性、海鳥死亡数の削減、混獲緩和措置のベストプラクティス(3つの措置の併用)を使用するメリット、混獲緩和に関するログブック情報といっ

た追加的な情報ソースの利用の可能性、及び異なる混獲緩和措置の有効性を判断する必要性といった点についてコメントした。

- メンバーから報告された夜間投縄の解釈に対する質問について、事務局は、夜間投縄とは投縄の全行程が夜間に実施されたことを意味しているのかどうかを確認するべくメンバーに連絡する旨を述べた。
 - 事務局は、CCSBTは「科学データの検証のための高い水準の実施行動規範」を策定しており、オブザーバーデータとログブックデータといった混獲緩和に関する異なるデータソースの相互検証を含める形でこれを改正することも考えられると述べた。
 - 海鳥混獲緩和措置の使用及びモニタリングを改善することへの回答の一部として、CCSBTはCCSBT漁業におけるERS海鳥措置に関する教育及び実施を強化するためのバードライフ・インターナショナルとの共同プロジェクトを2022年に開始することを計画していることが留意された。同プロジェクトは、ERS措置の船上での実施を検証するためのアウトリーチ活動、トレーニング及びさらなるシステム開発をカバーするものである。
11. インドネシアは、会合に対し、2020年及び2021年にはオブザーバーを配乗させたが、配乗させたのは海鳥がいない海域である統計海区1であったために海鳥に関する情報を提供しなかったことを述べた。
 12. 韓国は、COVID-19パンデミックの影響により、2020年又は2021年にオブザーバーを配乗することができなかったと述べた。

2.2. COVID-19に関連する問題の検討

2.2.1. CPG5に基づき受領した通知に関する報告

13. 本議題項目に関する議論は、CC会合の開会前に文書通信により開始された。
14. 議長は、ECが2020年に「極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン—遵守政策ガイドライン5 (CPG5)」を採択したこと、及びCCSBT 27での同ガイドラインの採択以降、事務局はCPG5に基づく通知を何ら受領していないことを述べた。
15. ニュージーランドは、2020年にCPG5が合意されたのは、メンバー間での透明性を確保すること及び極めて特殊な状況下において取られる代替的な措置をメンバーが通報することが必要とされたためであったことを想起した。またニュージーランドは、翌年も類似した状況が継続する可能性が高いことを踏まえ、CPG5について、特にメンバーが洋上転載に対してオブザーバーを配乗する能力に関するさらなる遵守を見たいと考えていることを述べた。

16. 日本は、2021年8月下旬に発生したCDSの標識装着要件に関する事案について、可及的速やかにCPG5に基づく通報を行う予定であることを述べた。

2.2.2. オブザーバー不在で行われたSBT洋上転載の件数及びメンバーによってとられた措置に関する報告

17. 本議題項目に関する議論は、CC会合の開会前に文書通信により開始された。
18. 事務局は、文書CCSBT-CC/2110/08 (Rev.1)において、CCSBT 27以降、COVID-19パンデミックに伴うオブザーバー配乗問題の影響により転載オブザーバー不在で実施されたSBTの洋上転載について報告した。2020暦年及び2021暦年上半期における洋上転載（観察された転載対観察されなかった転載）及び港内転載の詳細は本文書別紙Aのとおりである。概要は以下のとおり。
- 2020年における合計88件の洋上転載のうち、観察されなかった洋上転載は64件（72.7%）、観察された洋上転載は24件（27.3%）であった。
 - 2020年において観察されなかった洋上転載の大部分（64件中51件、79.7%）は台湾漁船によるものであった。また2020年において、韓国では4件、日本では9件の観察されなかった洋上転載があった。
 - 2021年上半期について、現時点で13件の観察されなかった洋上転載が記録されており、いずれも台湾漁船によるものであった（現時点で観察された洋上転載は記録されていない）。
19. EUは、転載オブザーバー無しで多くの洋上転載が行われたことに対する懸念を表明した。EUは、関連するメンバーに対し、こうした極めて特殊な状況に対応するために何らかの特別な措置が取られたのかどうかを質問し、また転載オブザーバーを配乗することができないのであれば代替的な措置を講じるよう奨励した。
20. ピュー慈善財団（ピュー）はEUの発言を支持するとともに、COVID-19により妨害される期間は長引く可能性があることを踏まえ、CCに対し、メンバーはオブザーバーがいない状況を補うための追加的な措置を講じるよう勧告することを提案した。
21. 観察されなかった転載にかかる転載申告書で提供される情報の正確性を確保するために取られる追加的な措置に関する質問に対し、
- 日本は、同メンバーの国別報告書に記述した全体的な管理措置（例えばVMS、RTMP）に加え、転載された全てのSBT製品は、日本の漁港で水揚げされる際に政府職員により物理的に検査されたことを述べた。また日本は、IOTC及びICCATが転載オブザーバーの配乗を一部再開する可能性があり、日本としてはリスク軽減に向けて引き続きこうした可能性を全面的に活用していく考えであることを述べた。

- 韓国は、同メンバーの遠洋漁業開発法に基づき、韓国の管轄水域外の水域で操業する全ての漁船は関連する RFMO により採択された措置を遵守していると述べた。韓国漁船は、同法に基づき、それぞれの漁獲について毎日報告することが義務付けられている。また韓国漁船は、韓国漁業監視センター（FMC）に対して1時間毎に VMS データを送信している。韓国 FMC 及び国立水産科学院は、漁獲量、漁獲努力量、ログブック及び VMS データ並びに転載報告書の検証を実施した。疑義のある活動は何ら特定されなかった。
 - 台湾は、同メンバーの国別報告書で述べた通常の MCS 措置（例えば日別ログブック及び VMS）、転載報告手続き及び水揚げ検査に加え、台湾漁業署漁業監視センター（FMC）がリアルタイム VMS 情報を通じて 24 時間体制で台湾漁船の位置及び運搬船との遭遇を継続的に監視していると述べた。さらに、FMC が異常な活動を検知した船舶は（SBT の漁獲の有無を問わず）高リスク船舶としてフラグが立てられ、それらが入港した際は当局又は独立第三者機関により優先的に検査が実施される。
22. ニュージーランドは、台湾による洋上転載の利用頻度が大幅に増加していることを指摘し、台湾に対し、この傾向が続く見込みであるのか、もしそうであるならば翌年にどのような追加的措置を検討しているのかを質問した。
23. 台湾は、洋上転載の利用頻度の増加傾向がどうなるかを完全に見通すことはできないが、COVID-19 の状況が解決されればこのトレンドも平坦になっていくものと期待していると述べた。

2.2.3. 将来の漁期における CPG5 の適用

24. 日本は、議題項目 2.1.1 でも述べたとおり、2021 年 8 月下旬に発生した CDS の標識装着要件に関する事案について、可及的速やかに CPG5 に基づく通報を行う考えであると述べた。また日本は、将来的に極めて特殊な状況が発生した場合、必要に応じて CPG5 に基づく通報を行っていく意向を述べた。

2.3. メンバーからの年次報告

25. 本議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
26. 事前協議におけるコメント及び質問に対する主な回答の概要は以下のとおりである。

遊漁及び慣習的漁業

27. 南アフリカは、長年にわたり SBT との相互作業があった遊漁船はなく、遊漁セクターからの漁獲報告において SBT は 1 尾も記録されていない

いことを述べた。さらに、2020年3月以降、COVID-19による制限のために遊漁セクターは稼働していない。

28. オーストラリアの遊漁漁獲量の推定値は、広範な全国遊漁調査から得られたもので、国際的な査読を経たものである。調査期間中の推定遊漁漁獲量は270トンであったが、オーストラリアは毎年のCCSBT配分量の5%、現在は約310トンを遊漁向けに留保している。両者の数字の差分は、毎年の変動及び遊漁による少量の投棄死亡量を考慮したものである。
29. インドネシアに関して、遊漁分野のSBT漁獲モニタリングは実施されておらず、したがって報告すべき遊漁漁獲量はない。

科学オブザーバー及び電子モニタリング (EM)

30. オーストラリアは、EMは混獲緩和措置の使用をモニタリングするための有効なツールであることを述べた。またオーストラリアは、COVID-19パンデミック及びこれに伴うロックダウンによりEMデータへのアクセスが困難になり、オーストラリアによるEM解析のカバー率が低下したことを述べた。しかしながら、今シーズンはオブザーバーカバー率の履行を確保するためのプロセスが実施されている。
31. 逆に南アフリカでは、同メンバーによる2020/21年漁期のオブザーバーカバー率が改善されており、これもパンデミックの影響によるものであった。同メンバーの漁船が実際に海に出た6月頃は、操業許可条件に従ってほぼ全ての漁船がオブザーバーを乗船させていた。
32. 科学オブザーバーを一方的にEMに置き換えることは、現在合意されているCCSBTの措置と合致しないことが留意された。
33. EUは、CCSBTのオブザーバーカバー率に関する義務は「CCSBTメンバー及び協力的非加盟メンバーによる、みなみまぐろを漁獲対象とする又は漁獲が多い漁業活動」に適用されるものであり、SBT分布域に入域するEU漁船はこれに当たらないことを述べた。しかしながら、EUは、同メンバーの船団は他のまぐろ類RFMOの要件（カバー率5%）に従ってオブザーバー計画に関する義務を履行し、またそれ以上の対応をしていることを述べた。

混獲及び混獲緩和措置

34. 日本は、混獲緩和措置の遵守状況について、オブザーバーを通じた情報収集以外にも、水産庁に提出される文書及び写真、並びにRTMP、VMS及び漁業者への個別の接触といったその他の手段をベースに評価している。RTMP自体は漁船による自己申告に基づくものであるが、その正確性については日本国内の指定港における物理的な全量検査及びその他の管理措置により検証されている。
35. 日本は、業界から提出された証拠に基づく、混獲緩和措置の実際の遵守状況は、現在提出されているオブザーバーデータが示すよりも高い水準にあると考えていると述べた。この状況は、改善された荷重枝縄につ

いてのオブザーバーとの事前の意思疎通が不十分であったことに因るものである。

検査

36. 台湾は、現時点ではインド洋において同メンバーの漁船に対する公海上立入検査を実施する予定はないことを述べた。
37. 南アフリカの年次報告書では、SBTの水揚げ及び輸出の全量が検査及びモニタリングされていると述べている。南アフリカは、「検査」には遵守及び取締り、すなわちライセンス、操業許可証、漁具及び漁獲物の確認が含まれると述べた。検査は漁業取締官により実施されている。他方、「モニタリング」には魚の水揚げ、すなわち重量、体長、種同定等が含まれる。モニタリングは監視官（モニター）により実施される。
38. ニュージーランドは、同メンバーの水揚げ検査にはCDS要件の検証が含まれることを述べた。またニュージーランドは、漁業者に対してCDS文書を確認するための確認（Validation）の権限を付与したことはないことを明確化した。
39. オーストラリアは、シーズン毎にオーストラリア漁業管理庁（AFMA）がSBTを漁獲した全ての法定漁業権保有者に対してレベル1の監査を実施していることを述べた。この監査には、SBTの受領と販売に関する月別の内訳（死亡量を含む）、曳航生簀から蓄養生簀への移送中に実施されたSBTの検証済カウント数、CCSBTのCDSの数字と国内販売、及びSBTのレシーバーにより記録された死亡量が含まれる。

その他の事項

40. インドネシアは、同メンバーの沿岸零細漁業による漁獲をCDSを通じてモニタリングしている。沿岸零細漁業による漁獲量は2020年第3四半期から第4四半期にかけて減少した。これは、これらの漁船の漁業許可に権限を有する地方政府における管理上の問題により、ほとんどの沿岸零細漁船が操業しなかったためである。

2.4. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

2.4.1. メンバーによる遵守状況

41. 議長は、会合文書及び議論の中に、提起されるべき課題及び改善が求められる課題が多数あったとする見解を述べた。会合は、議長に対してそうした課題をハイライトするよう要請した。それらの課題は、順不同で以下に示したとおりである。

南アフリカに関して、

- 過去2年間においてERSWGデータ交換のデータを提供しておらず、また本年の科学データ交換のデータを提供しなかった。また、本年のESCに対する国別報告書を提出しなかった。

- また、同メンバーのその他の情報提供要件の一部について、提出が非常に遅れた（6ヶ月以上期限を超過した一部の CDS 文書、多くの例で1年遅れた港内検査報告書など）。
- 8年前に失効した CDS の CMF 様式及び製品コードが度々使用された。
- CDS での推定漁獲量は南アフリカの国別報告書及び月別漁獲報告で報告された数量よりも大幅に高いことから、南アフリカによる SBT の総死亡量には不確実性がある。この状況は過去3シーズンに渡って確認されている。

韓国に関して、

- 韓国では、輸入 CDS 文書の不提出が長年にわたって問題となっている。2020年においては、67トンの SBT をカバーする韓国の輸入様式のうち約31%が不提出である。輸入 CDS 様式の写しの提出は、入ってくる SBT を正確に検知するためのメンバーのシステムを検証する上で重要な手段である。今年及び昨年において、韓国はこの問題に対処するべく国内法の改正に取り組んでいることを述べた。しかしながら、本件についての明らかな進捗は見られておらず、問題は継続している。

日本に関して、

- 2020年に観察された日本の漁獲努力量のうち約50%において、2つの海鳥混獲緩和措置の使用が義務付けられている海域において緩和措置が1つしか使用されていなかった。これは、漁獲努力量のうち約72%で1つしか混獲緩和措置を使用していなかった昨年よりは改善している。この改善は認識及び評価された。
- 事前協議において、日本は、CCSBT の ERS 決議では ERS 措置の実施状況に関する事務局からの報告はメンバー及び協力的非加盟メンバーへの情報提供を専らの目的とするものであると規定していることを述べた。また日本は、この規定を踏まえれば、ERS 措置の遵守状況の評価は関連する他 RFMO の遵守委員会で実施されるものであって、CCSBT 遵守委員会は日本に関するそうした評価を行う場ではないことを述べた。

42. 科学オブザーバーカバー率に関して、議長は以下を述べた。

- 韓国は同メンバーの SBT 船団に対する2020年の科学オブザーバーカバー率が皆無であり、インドネシアもほぼゼロであった。
- ほとんどのメンバーにおいて、2020年の科学オブザーバーカバー率は2019年よりも低かった。
- 台湾及び南アフリカを除くメンバーは、2020年の全 SBT 船団について、10%の科学オブザーバーカバー率目標を達成しなかった。
- COVID-19 パンデミックがオブザーバーカバー率の低下の要因となったことは明らかであるが、オブザーバーカバー率を改善し、2020年

には少なくとも 10 % のカバー率を達成するべく一丸となって努力することが重要である。

43. これらの問題に関する議論において、

- 韓国は、輸入 CDS 文書の提出改善に向けた進捗が遅いことについて、関連する政府職員の頻繁な交代といった根本的な問題があることを述べた。協議は行われているものの、現時点では具体的な改正スケジュールは定められていない。韓国は、有意義な進展があった際には直ちに CC に対して報告する予定である。
- 日本は、同メンバーの ERS 措置の遵守状況にかかる他 RFMO による評価の結果に関する情報を共有すると述べた。これらの作業は現在進行中であり、同メンバーの国別報告書を通じて来年の CC 会合に提供する予定である。
- 会合は、海鳥混獲緩和措置の使用に関する日本船団による遵守の改善に留意するとともに、同メンバーが本問題に対する是正措置計画を実施中であることに留意した。さらにメンバーは、漁業の現場のカルチャーを変化させるためには日本による長期的かつ持続的な努力が求められることに留意した。
- インドネシアは、人材の問題、必要な予算獲得の問題、COVID-19 パンデミックの影響など、オブザーバーカバー率の達成に関していくつかの困難を抱えていることを説明した。これらの問題は 2021 年も継続している。
- オーストラリアは、同メンバーのオブザーバーカバー率は 10 % に近くなっており、全てのログブックデータが電子モニタリングデータとレビューできるようになって以降、ログブックデータの正確性には自信を持っていると述べた。さらに、COVID-19 に伴う最近の状況下では電子モニタリングが非常に有効であることを述べた。
- オーストラリアは、輸入 CDS 文書の提出を改善するための措置を取っており、2023 年までに 100 % の遵守に近づくことを期待していると述べた。
- メンバーは、南アフリカによる非遵守の問題に留意し、これらの問題に関する質問に答えるとともにどのように問題に対処していく予定であったのかを議論するための本会合に南アフリカが参加しなかったことについての失望を表明した。一部のメンバーは、南アフリカによる最近の行動は、非メンバーからのさらなる協力と求めている CCSBT の努力に対して負の影響を及ぼす可能性があるとして述べた。

2.4.2. 是正措置政策の適用

44. 事務局は CCSBT 是正措置政策 (CPG3) を踏まえたインドネシアの返済計画及び管理計画の実施状況のレビューに関する文書 CCSBT-CC/2110/06 を提出した。

45. インドネシアは、インドネシアによる 2020 年の過剰漁獲に関する返済計画の実施状況に関する文書 CCSBT-CC/2110/19 及び 2021 年の漁獲量を TAC 内に収めるためのインドネシアの作業計画の実施状況に関する文書 CCSBT-CC/2110/20 を提出した。
46. インドネシアは以下を述べた。
- 2021 年 9 月末時点でのインドネシアの漁獲量は 948,800 kg となっている。同メンバーは国内の CDS データを毎日モニタリングすることが可能で、国内漁獲量が国別配分量の 84 % に達した時点で SBT が漁獲される可能性があるとして科学者が判断している海域での漁獲を行わないようにするための警報を漁業団体向けに発出する早期警報システムを導入している。国内漁獲量が国別配分量の 90 % に達した時点で再度の警報が発出される。取締り部局と連携し、漁船が制限区域内にいるかどうかを VMS データを用いて確認している。
 - 同メンバーの漁船は携帯電話による電子ログブックシステムを使用しており、これはオフラインでも使用可能である。データはユーザーがインターネットに接続した時点で送信され、これは操業航海が終了するまで実施されない場合がある。
 - 251 隻が漁業改善計画に参加している。
 - 電子モニタリングはまだ導入されておらず、これは主に予算上の理由によるものであるが、本年末又は 2022 年初頭には進捗される可能性がある。
 - 予定されている操業海域別の漁獲物解析はまだ利用可能となっていないが、ログブックデータや VMS データといった複数のソースからのデータが必要となることから、科学者と他の関係者との間で引き続き検討中である。
47. メンバーは、インドネシアから報告された行動に勇気づけられるとともに、現時点から 12 月末までに利用可能なインドネシアの漁獲量は 173.99 トンしかないことに留意しつつも、EC 27 において合意された計画の一環として行われたコミットメントに沿ったものであることを確信した。
48. またメンバーは、2022 年から 2026 年までの期間における各年の返済量を 91.8 トンから 91.3 トンに下げることがを提案した、インドネシアの文書 CCSBT-CC/2110/19 による改訂返済計画に合意した。この改訂返済計画は、同返済計画を策定した時点での推定値よりも、2020 年のインドネシアの最終漁獲量が約 2 トン少なかったことを考慮したものである。
49. メンバーは、南アフリカは特定されていた問題に関して非遵守の状態にあったことに合意したものの、同メンバーが本会合に参加していない状況では意思決定を行うことができなかった。メンバーは、同メンバーの現状に同情的であり、同メンバーへの支援にかかる真摯な考えを表明したものの、非遵守が継続することにより CCSBT に対していくらかのリスクが生じることを指摘した。メンバーが強固な遵守を証明することが

必要不可欠であり、CCSBTはこれまでも報告要件を重視してきたことが述べられた。

50. 会合は、ECに対し、メンバー及び事務局が南アフリカへの支援の提供を申し出ていることに留意しつつ、CCにより特定された非遵守の問題に段階的に対応していくための計画（実施スケジュールを含む）を策定するよう南アフリカに要請することを勧告した。
51. さらにメンバーは、南アフリカがEC 28に出席する場合、南アフリカによる非遵守に関する是正措置について議論すべきであることに合意した。
52. 是正措置が要されるようなその他の問題は何ら特定されなかった。

議題項目 3. 遵守専門作業部会 (TCWG) からの報告

53. 議長は、CC会合の直前に開催された第2回遵守専門作業部会 (TCWG 2) 会合の結果について口頭で報告した。
54. 議長は、試行的電子漁獲証明制度 (eCDS) について以下を述べた。
 - TCWGは、今日までに実施され、事務局文書CCSBT-TCWG/2110/04及び05に総括された作業の成果を支持した。
 - 日本及びインドネシアは、試行的eCDSのプロトタイプに関して有益なコメントを記載した文書を提出し、これが議論された。他のメンバーは口頭でコメントを行った。
 - TCWGは、(1) 未解決の課題（特に確認者関連）、(2) 業界による使用に適した英語と日本語のユーザーマニュアル作成の必要性、及び(3) eCDSへの移行を可能とするための改正CDS決議の策定といった未解決の課題を進捗させるための作業部会を設立するとの日本からの提案に合意した。
 - 会合は、事務局が総括した次のステップ及びスケジュールについて検討し、作業部会の設置も含める形でこれに合意した。
 - オーストラリア及びニュージーランドの確認者 (Validator) に関するアレンジメントについて、建設的な議論が行われた。このことにより、日本に対して確認者の任命と法的根拠に関する追加的な情報を提供することとなった。オーストラリア及びニュージーランドは、日本に対し、確認者の任命、管理制度における確認者の役割、任命にかかる法的根拠、及び確認又は監査の結果不調和が確認された場合のペナルティに関する情報を文書として提供することが合意された。
 - 会合は、試行的eCDSに関して事務局とのビデオ通話を通じてリアルタイムで作業できるようにすることのメリットについて検討した。プロトタイプeCDSのデモンストレーション及び試行を行うとともに確認された問題について対応するためのビデオ会議を通じて、事務局とメンバーが1対1で作業を行うことが合意された。必要があればグループとしてのビデオ会議も設定され得る。

55. 事務局長は以下を述べた。
- 事務局が eCDS のさらなる開発作業を行う前に、メンバーからのフィードバックを可及的速やかに得ることが重要であると考えている。
 - 事務局が EC 会合後 1 週間以内にプロトタイプ eCDS の使用方法に関する動画を作成することを提案する。事務局は、メンバー及び CDS に関わるその他の者に対してこの動画を提供する。その後、メンバーは、データベース・マネージャーとの会合の前に当該動画を精査する。
 - データベース・マネージャーと各メンバーとの非公式会合を 10 月 25 日の週から開始することを希望する。事務局は、各メンバーからデータベース・マネージャーに連絡し、プロトタイプ eCDS に関する非公式会合に最も適切な日程を知らせるよう要請する。
56. CDS 標識の仕様改善の可能性に関する TCWG での議論について、議長は、日本が文書 CCSBT-TCWG/2110/06 を紹介し、日本がこれまでに行った作業の背景と標識情報の読み取りに関して日本が経験してきた問題点が説明されたことを述べた。日本は、日本が望ましいと考える A 型標識及び B 型標識の使用方法及び装着方法を概説し、会合に対して日本の提案を承認するよう要請した。会合は当該提案について検討し、小グループで同提案を検討した上で今週後半の CC 会合に検討結果を報告することが合意された。
57. CC は、TCWG 会合の成果を全て支持した。
58. 小グループによる議論を経て、CC は、標識装着に関する一連の勧告（別紙 4 のとおり）に合意した。

議題項目 4. CC 15 による 2021 年の作業計画の進捗状況のレビュー

59. 本議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
60. 事務局は、事務局又はメンバーのいずれかに割り当てられた CC の 2021 年作業計画の一部に関する進捗状況を報告した文書 CCSBT-CC/2110/07 を提出した。該当するメンバーは、CC 15 会合に先立って情報を提供した。2021 年作業計画のうちより重要な事項については、別の議題項目及び文書で報告された。本文書において報告された作業計画の項目は以下のとおりであった。
- 文書 CCSBT-CC/2110/04 (Rev.1) において総括された漁船許可、CDS 及び港内検査報告書に関して非遵守の問題があったメンバーは、それぞれの国別報告書の中で、そうした非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況を報告すること。この問題については、事務局文書 CCSBT-CC/2110/04 (Rev.1) のセクション 3 (2 ページ) のとおり、取られた是正措置に関して 2021 年の国別報告書で報告することとされていたメンバーごとに問題点のリストを示した。

- 事務局は、WCPFC との転載 MoC の運用開始に向けて、引き続き WCPFC と作業を行うこと。この問題については、データ収集委員会 会合が別途開催されたが転載オブザーバー基準に関してはほとんど進捗がなかったことを述べた簡潔なアップデートが提供された。
 - 南アフリカは、文書 CCSBT-CC/1910/10 の 4 ページで報告された貿易 データの不調和について調査すること。またインドネシアは、 COMTRADE と CDS データとの間の不調和にかかる同メンバーによるさらなる調査結果を提供すること。この問題については、本文書を 最終化した時点では何らアップデートが提供されていない。
61. 事前協議において、日本は、WCPFC との転載 MoC の運用開始に向けた 事務局の継続的な努力に対して感謝の意を表明した。また日本は、一歩 ずつであってもさらに進捗されていくことを期待すると述べた。
62. インドネシアは、COMTRADE とインドネシアの CDS データとの間の不 調和に関するさらなる調査結果を示した文書 CCSBT-CC/2110/21 を提出 した。本文書において、インドネシアは以下の結論を示した。
- いくつかの結果に関する調査プロセスによれば、1つの問題は輸出業 者と BPS（インドネシア統計局）との間で HS コードのカテゴリに不 一致があったことであった。輸出業者が SBT 製品の情報を税関のシ ステムに入力する際、*thunnus* としか入力していなかった可能性が高 い。
 - SBT 製品は「加工品」であったため、BPS での確認プロセスにおいて SBT 製品の HS コードが 03023600 及び 03034600 から HS コード 03048700、16041411 及び 16041490 に変更された。
 - SBT 輸出データを抽出する際、CCSBT 事務局は一般的に使用される 3つの HS コードだけでなく、加工 SBT 製品に対してよく使用される 他の HS コードも考慮すべきことを提案する。
63. インドネシアの文書では、インドネシアが以下を進めるための方法が提 案された。
- 特に加工品に関して、HS コードの調和と整合を図ること。
 - PEB 申請書を提出する際に HS コードの入力に関連する輸出業者及び 漁業会社への周知徹底。
64. 事前協議中の質問に対し、インドネシアは、BPS が種を特定したコード （特に SBT 製品に関して国連 COMTRADE に送られるデータを含む） を記録及び報告できるよう、種別のまぐろ製品を記録及び報告させるこ とができるメカニズムについて検討するため、関係する作業ユニット及 び機関と調整すると述べた。
65. 事務局は、南アフリカの輸出量が COMTRADE データベースでは大幅に 過少表示されているという貿易量の不調和について、同メンバーは 2020 年の CC 15 会合に報告するよう要請されていたことを述べた。これに関 する報告は行われず、2021 年の作業計画に持ち越された。事務局は、本

件に関してまだ南アフリカからの報告は行われていないことを確認した。

66. 会合は、以前の CC 会合において非遵守問題が特定されたメンバーはそうした非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況をそれぞれの国別報告書の中で報告するよう要請されていたことを想起した。一部のメンバーはそれぞれの国別報告書の中でこうした措置に言及していなかったことが留意された。会合は、そうした行動に関する報告を促すための見出しを追加する形で現行の国別報告書テンプレートを改訂すべきことに合意した。この報告に関する新たなセクション（1.3）を含む形で改訂が合意された国別報告書テンプレートは別紙 5 のとおりである。

議題項目 5. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

67. 本議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
68. 事務局は、CCSBT の主要な措置の運用状況に関するアップデートを示した文書 CCSBT-CC/2110/08 (Rev.1) を提出した。事務局は以下の事項に着目した。
- 事務局に対して四半期ごとに CDS 情報を提供することを通じた、米国による継続的かつ自主的な協力。
 - 現在、1 隻のオーストラリア漁船が総トン数 100 トン以上であるにもかかわらず IMO ナンバーを取得していないが、該船は取得プロセスを進めているところである。
 - CCSBT が合意した IMO ナンバー要件は、2022 年 1 月 1 日以降、カバーする漁船の範囲がさらに広範になること。すなわち、総トン数 100 トン未満かつ全長（LOA）12 メートルを下限とする全ての船内機船であって、旗国の管轄外の水域において操業することを許可された漁船も対象となる。
 - 南アフリカに関して、提出の遅延又は遅延の理由に関して義務付けられた通知（「港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議」パラグラフ 20 を参照）を行うことなく、港内検査報告書の提出が遅延する事例が継続していること。
 - IUU 船舶リストの相互掲載プロセス及び CCSBT における IUU 船舶リストの現状に関する事務局からの簡潔なアップデート。

議題項目 6. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）の定義及び食害

69. 議長は、CC 15 において帰属 SBT 漁獲量にかかる現行の定義が採択された際には「食害」は想定されていなかったこと、またこの定義に食害が含まれるべきかどうかについては不確実であることを想起した。さらに

CC 15 は、本件についてはメンバー間で一貫性を持たせるべきことに合意した。ニュージーランドは、本件に対応するための休会期間中の検討グループをリードすることを申し出た。

70. ニュージーランドは、食害を受けたみなみまぐろに関する休会期間中の検討グループからの報告に関する文書 CCSBT-CC/2110/18 を提出した。本文書では、主に 3 つの課題について述べた。
 - 食害を受けた SBT の取り扱い方は、メンバーにより様々であった。
 - 全てのメンバーが食害を受けた SBT の数量を推定しているわけではない。
 - 全てのメンバーが食害を受けた SBT を国別配分量に計上しているわけではない。
71. メンバーによって食害を受けた SBT の取り扱い方が異なることから、作業部会は、現段階での望ましい方法を特定することができなかった。
72. 食害を受けた SBT には以下 3 つのカテゴリがあることが留意された。
 - 食害を受けたが、船上に保持された魚
 - 食害を受け、投棄された魚
 - 食害を受けたが、視認されなかった魚（隠れた死亡量）
73. ほとんどのメンバーは、食害を受けた SBT のうち最初 2 つのカテゴリについては報告された保持漁獲量又は投棄量として計上されており、またこれが望ましい対応方法であることを示唆した。魚は「食害を受けた」とは記録されておらず、またそのように記録することはオブザーバーであっても困難であることが指摘された。隠れた死亡量はいずれのメンバーも推定しておらず、これを推定することは困難であるものの発生率は低いと考えられることが留意された。
74. 会合は、食害の問題は遵守リスクであるとの示唆はなく、むしろ ESC の問題であることに合意した。EC から ESC に対し、食害は資源評価及び管理方式 (MP) の観点から問題となるのかどうか、もし問題となるならばこれをどのように考慮すべきかについての ESC としての見解を示すことを要請するよう、EC に求めることに合意した。文書 CCSBT-CC/2110/18 の別添に示した表を ESC への要請に含めることとされた。メンバーは、自主的に食害による死亡量の推定値を示した表を作成し、2022 年科学データ交換のタイミングでデータを事務局に提供することに合意した。事務局は、これらのデータの提出に関して適宜リマインドを行う予定である。

議題項目 7. CCSBT 遵守計画の実施状況

7.1. 遵守評価プロセス及び QAR

7.1.1. 休会期間中の作業グループからの報告

75. CC 15 は、休会期間中の連絡グループはより公式化された遵守評価プロセスの策定について 2021 年も検討を継続すべきこと、及びオーストラリアによる当該グループの検討の進捗状況及び勧告に関する報告を CC 16 まで先送りすることに合意した。
76. オーストラリアは、遵守評価プロセスに関する休会期間中の連絡グループからの報告に関する文書 CCSBT-CC/2110/17 を提出した。本文書では以下の結論に至った。
- 現時点では、休会期間中の連絡グループは暫定的に事項 1（「事務局に対し、CC に対する事務局の年次報告の中で個別のメンバーによる継続的な非遵守がある分野を特定するよう要請する。」これは既に実施されていることに留意）を支持し、また事項 4（「CAP の一部として、メンバー別と特定の義務別の両方の観点から、遵守リスクにかかる品質保証レビューの第一ラウンドの成果をレビューする。」）については必要に応じて遵守行動計画の文脈でさらに検討される可能性があるとした。
 - また、連絡グループ参加者の一部は、予算上の影響及び作業が重複する可能性を踏まえ、事項 5（「遵守委員会を通じて、将来の QAR に関する計画を策定し、これに合意する。これには、事前に定義された一連の QAR や、全メンバー又は一部のメンバーのいずれかに対する特定の遵守問題に対応するための臨時的な QAR の実施が含まれる。」）についてはパフォーマンス・レビュー勧告が利用可能となったから再検討することができることを提案した。
77. また本文書では、これらの問題の一部は CCSBT における他の場での決定又は行動次第であることを踏まえ、休会期間中の連絡グループの活動は継続しないこととし、またあらゆる将来的な変更点については遵守行動計画の一部として、又は現在進行中のパフォーマンス・レビューの成果に従って再度検討することを勧告した。
78. 会合は休会期間中の連絡グループによる結論に留意し、このグループを休会期間中にリードしたオーストラリアに感謝するとともに、メンバーからの参加者にも感謝した。
79. 会合は、この休会期間中の連絡グループを解散することを勧告した。

7.1.2. 品質保証レビュー (QAR)

80. 議長は、2020 年は EU が品質保証レビュー (QAR) のフェイズ 1 (机上レビュー) に参加し、当該 QAR の最終報告書は本文書に文書 CCSBT-CC/2110/09 として提出されていることを述べた。さらに議長は、より公式化された遵守評価プロセスに関する休会期間中の連絡グループが将来

的な QAR の計画については CCSBT パフォーマンス・レビューからの勧告が利用可能となった後に再検討することができるとの結論に至ったことを指摘しつつ、現行の遵守行動計画の事項 9b に記載されているとおり、会合として将来における QAR の必要性について検討すべきことを述べた。

EU の QAR 報告書

81. EU は、QAR 報告書は非常に有用であり、EU として改善すべきいくつかの分野及び関連する是正措置を特定することができたと述べた。EU は、一部の分野について QAR 報告書は「遵守は立証されなかった」と結論付けているが、机上レビューでは遵守を立証するのは困難である場合があることを指摘した。また EU は、QAR 報告書で示された一部の事例は過去のものであり、もはや関連性はないとも述べた。
82. さらに EU は以下を述べた。
 - EU は同メンバーの漁船が SBT を漁獲対象とすることを禁じており、したがって SBT 漁業は存在せず、また通常は SBT の混獲が報告されていない海域で操業している。
 - EU は SBT を専獲しておらず、また SBT の漁獲も多くないので、EU は CCSBT 科学オブザーバー計画規範 (SOPS) を遵守する義務を負っていない。しかしながら、代わりに EU は他のまぐろ類 RFMO の科学オブザーバー要件 (カバー率 5%) を遵守している。一部の海域ではまだ目標に達していないものの、EU としては全大洋において 10% の科学オブザーバーカバー率を達成する意向である。2020 年において、EU は、COVID-19 パンデミックの影響により、他のまぐろ類 RFMO の科学オブザーバー要件を遵守することができなかった。
 - 現行の CDS 決議は SBT を専獲する、又は SBT の混獲が多い CCSBT メンバーを対象に設計されたものであり、かつ複雑である。EU は、例えば現行 CDS 決議を改正することを通じて、現在の加盟メンバー及び EU 船団の状況をより良く反映した簡略化されたシステムの採択を検討するよう提案した。EU は、簡略化されたシステムを採択することにより、仮に非メンバーが SBT を混獲している場合にそうした非メンバーが自主的に CCSBT の CDS を遵守するインセンティブとなる可能性があるとして述べた。
 - EU はこれまで、市場国として、CCSBT の輸入 CDS 文書の管理については対処的アプローチを取ってきたが、現在は同じ点についてより積極的なアプローチを徐々に導入しているところである。いずれにせよ、2017 年以降、EU は全ての CCSBT 輸入証明書を回収できており、輸入に関するトレーニングの実施をさらに進めているところである。
 - 毎年の CCSBT 年次会合後、EU メンバー国に対し、改正された全ての CCSBT の措置に関する 2 つの公式通知を発出している。

- CCSBT の措置は、現在は EU 法への移項が進められており、2022 年にこのプロセスが完了する見込みである。これにより、CCSBT の義務が強化されることとなる。
 - EU 漁船は SBT を漁獲していないのに CCSBT の標識を携行するのは現実的ではない。
83. あるメンバーは、現在の CCSBT 加盟メンバーをより良く反映するために CDS 決議をレビューすることは適切と考えており、将来的な CDS 決議の改正案を提案するのは EU の行政官が最適であると述べた。一部のメンバーは、原則として、異なる CCSBT メンバーに対して異なる義務が適用される結果となる可能性がある提案については、いずれも慎重な検討を要することを指摘した。
84. もう一つのメンバーは、SBT の混獲はないとする EU の宣言をより良く検証することができるよう、EU に対し、SBT 分布域における科学オブザーバーカバー率を高めるよう要請した。EU は、SBT 分布域で操業する EU 漁船には科学オブザーバーを乗船させる義務はない（それでも一部には乗船している）ものの、他の RFMO の科学オブザーバー要件に従って EU の科学オブザーバー計画を実施する義務があると回答した。また EU は、QAR 報告書でも説明されたとおり、SBT の混獲の可能性についてクロスチェック及び検証するために別の方法が用いられていることを強調し、メンバーに対し、CCSBT メンバーの港に入港する EU 漁船を検査するよう招請した。
85. QAR に対して EU がどのように対応したのかに関する報告を EU が提出することが提案された。EU は、2022 年の CC/EC に対する国別報告書の中で、DG-MARE 及び EU メンバー国が QAR にどのように対応したのかに関する報告を含めることに合意した。
86. 議長は、報告書を作成した QAR レビューチーム、及び報告書の結論について議論する姿勢を示した EU に感謝した。

将来的な QAR の必要性

87. 議長は、まぐろ遵守ネットワーク (TCN) やピュー／国際水産物持続財団 (ISSF) 合同遵守ワークショップからのフィードバック等を踏まえれば QAR は CCSBT の強みであると考えられることを述べつつ、本議題項目について紹介した。
88. 会合は今日までの QAR プロセスについて検討し、以下の点に留意した。
- いくつかのメンバーは QAR を引き続き支持した。また、将来的には対象を絞った QAR がより有効である可能性があることが認識された。
 - メンバーの人的な負担と予算面での影響の両方を考慮する必要がある。

89. ニュージーランドは、CC 17 会合に提示するべく、将来的な QAR の運用を探求する文書を作成することを申し出た。
90. 会合はニュージーランドの申し出に感謝し、ニュージーランドが CC 17 による検討に向けた文書を作成することに合意した。関心を有するメンバーは休会期間中にコメントを行うよう要請される予定である。ピューは、このプロセスへの支援を申し出た。

7.2. 市場調査に関する提案

7.2.1. 日本による市場調査に関する提案にかかるアップデート

91. 日本は、日本による市場提案の進捗状況について、文書 CCSBT-TCWG/2110/06 の関連部分を発表した。本文書では、当該提案が策定された歴史、提案の概要、及び提案の各要素に関するアップデートを提示した。詳細は以下のとおり。
 - 全メンバーの漁獲量の検証に関する方法論の策定のための外部専門家の雇用にかかる付託事項の作成。専門家は CCSBT 28 において選出される予定である。
 - 日本の輸入統計とメンバーによる報告漁獲量の比較。漁獲物の一部は日本以外の市場に仕向けられていることを示すものである。
 - CDS データの利用及び COMTRADE データとの比較による、SBT の国際貿易量と国内流通量の検証 (CCSBT-CC/2110/04 (Rev.1) の別紙 C のとおり)。本解析は事務局により実施された。
 - 非メンバーに協力を要請するための決議の策定。一部のメンバーが留保を表明したこと、及び本件はパフォーマンス・レビューの結果と合わせて検討するのが有用と考えられることから、本件にかかる議論は延期されていることに留意。
 - 報告漁獲量の正確性の検証に資する、CDS 標識データと市場での標識調査データの比較 (CCSBT-CC/2110/16 を参照)。
 - 管理標識調査にかかる費用 (5 万-6 万ドル) の CCSBT による支出の検討。本調査の結果が全メンバーの漁獲量の検証 (及び場合によっては非メンバー UAM の検知) に利用される場合、本調査は国内のモニタリングスキームではなく CCSBT としてのモニタリングスキームとなる。日本は、本件についての意見交換を行うとともに、CCSBT の資金により実施される調査の詳細を明確化するための電子メールグループの創設を提案した。
92. 会合は、日本によるリーダーシップの下、本プロジェクトに関する情報交換のための休会期間中の電子メールグループを形成することに合意した。
93. 日本の文書のうち、標識の判読性の改善に向けた標識装着方法の変更に
関するセクションは、CC 会合前に開催された TCWG 会合で検討された

後、議題項目 3 で示した改正勧告を行った小グループにおいて再度検討された。

7.2.2. 標識調査データの試行的解析

94. 本議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
95. 事務局は、CDS データと日本市場から得られた標識調査データとを用いてメンバーの報告漁獲量を検証する試行的解析に関する文書 CCSBT-CC/2110/16 を提出した。日本から提供された市場調査データと、事務局が保有する CDS 漁獲標識様式 (CTF) データ (2010–2020 年) を突合した。市場調査データのうち判読可能であった標識番号と、CTF 標識データとの一致率は全体として高かった (94.67%)。全 CTF データに対する日本市場調査データのカバー率は、比較的高いカバー率 (近年は約 7%) を示した日本を除き、ほとんどのメンバーにおいて約 1% かそれ未満であった。市場調査から得られた重量データには相当数のエラーが含まれていると思われたものの、こうしたエラーを除外した上で CTF 重量データと比較した場合、標識番号が一致した SBT の大部分は 2 つのデータセット間の重量差が $\pm 5\%$ の範囲内にあったことから、CTF を通じてメンバーから報告された漁獲量は合理的に正確であると定性的に述べることができる。さらに、データの一部の要素は、委員会及び/又はメンバーが CDS 要件の遵守に関するモニタリング及び指導の対象を絞り込む際の指標となり得ることが示唆された。しかしながら、市場調査データの代表性及びデータエラーの問題を踏まえれば、本解析から得られた結果は極めて慎重に解釈されるべきであり、また如何なる数字もその他の研究又は解析から得られた結果との比較に用いられるべきではない。
96. 日本は、メンバー間でサンプル数が大きく異なるのは市場で競りにかけられる SBT の個体数にばらつきがあるためであると述べた。管理標識調査では、旗国であるメンバーに関わらず、その日に競りにかけられる SBT の全個体を確認及び記録している。同調査では、豊洲/焼津卸売市場を経由しない SBT をカバーすることはできない。さらに、文書 CCSBT-TCWG/2110/06 の 13 ページに記載したような標識番号の読み取りの難しさにより、一部のメンバーについて有効なサンプル数が少なくなっている。
97. 事前協議において、メンバーに対し、この情報は報告漁獲量の検証を支援するものとして適切かどうか、また事務局は本解析を翌年も継続すべきかどうかについての質問がなされた。ほとんどのメンバーは、本情報は適切なものであり、また来年も再度解析を行うべきであるとした。
98. またメンバーは、本解析の改善に向けて以下のコメントを行った。
 - 市場調査データと CDS 標識データの間的一致件数を増加させるため、サンプルサイズを増加させるべきである。

- 標識番号の判読性を向上させるために標識の装着方法を改善すべきであり、これによりカバー率を改善することができると考えられる。
- 事務局に提供された市場調査データのうちの一部では、標識番号の形式が事務局の保有する CDS データの形式と異なっており、このために事務局の解析ではこれらの標識番号が判読不能として取り扱われた。CDS 標識番号の形式に合わせてこれらのデータを再度提供すればこの状況は改善されるはずであり、より多数の有効サンプル数を得ることができる。
- メンバー横断的に代表性を改善するための方法を検討すべきである。例えば、特定のメンバーの代表性の過小評価につながるような、市場データの収集における季節的な要素といったものがあるのではないか？
- ±20% を超える外れ値は除外することが考えられる。しかしながら、データ収集メカニズムの改善についても検討すべきである。
- オーストラリアの標識にバーコードリーダーを使用することで、標識番号の読み取りのスピードを正確性を向上することができ、また装着位置が良くない標識についてもより容易に番号を読み取る可能性がある。しかしながら、この方法では、標識番号を市場の魚から得られた他のデータ（例えば重量）とリンクさせるための適切なソフトウェア／システムが必要となると考えられることが留意された。

99. 会合は、事務局が 2022 年も本解析を再度実施することに合意した。

7.2.3. 日本以外の SBT 市場に関する検討

100. 事務局は、文書 CCSBT-CC/2110/04 (Rev.1) の関連部分として別紙 C を紹介した。
101. 会合は、事務局に対し、本年と同じ形式で来年も本解析を再度実施すること、及び 2 年連続で SBT の輸入量が 100 トンを超えた全輸出国をハイライトすることを勧告した。

7.3. CCSBT CDS 決議改正案

7.3.1. パラグラフ 9

102. 本小議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
103. 事務局は、CCSBT の CDS 決議（パラグラフ 1.2 及び 1.9）に対する改正案に関する文書 CCSBT-CC/2110/10 を提出した。
104. 会合は、CCSBT CDS 決議改正案に合意した。決議の改正部分は別紙 6 のとおりである。

7.3.2. 別添2

105. 事務局は、TCWG 2による CDS 標識装着に関する議論及び勧告を踏まえれば、決議別添2は SBT に対する CDS 標識の装着方法については言及していないことから、CDS 決議別添2を改正する必要はないことを述べた。
106. 会合は、現時点では CDS 決議別添2の改正は不要であることに合意した。

7.4. 常設議題項目

107. 本小議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
108. 事務局は、潜在的な非メンバーによる漁業活動及び非メンバーとの遵守関係に関する文書 CCSBT-CC/2110/11 を提出し、会合は同文書に留意した。同文書では以下を示した。
 - Trygg Mat Tracking (TMT) にかかる事務局の臨時資金の現状
 - 漁業／貿易に関する非協力的非加盟メンバー (NCNM) との連絡状況の概要 (事務局はロシア連邦に対して書簡を送付することとした CC 15 作業計画事項に関するアップデートを含む)
 - EU 及びインドネシアによる 2018 年から 2020 年までの国別貿易データサマリーの提供に関するアップデート (CC 15 作業計画事項)
 - ICCAT に対して報告された NCNM による漁獲量に関するアップデート
 - 国連 COMTRADE データベースから抽出された 2018 年から 2020 年までの SBT 貿易情報の概要
109. ピュー慈善財団 (ピュー) は、2019 年にみなみまぐろ保存委員会の統計海区で報告された転載活動に関する AIS データの比較解析に関する文書 CCSBT-CC/2110/23 を提出した。本文書は CCSBT 26 で採択された「メンバーによる非遵守の可能性を示唆する外部文書のレビュープロセス」に従って提出されたものであることが留意された。
110. ピューは、将来も類似の解析に関する文書を提出することは予定していないが、その代わりに 2022 年は全 RFMO を対象とする最終的な総括文書を提出する予定であると述べた。
111. 会合は、事務局が将来的に提出された洋上転載の位置のクロスチェック及び／又は一元化 VMS が無い状況でその他の解析を行うために公開されている船舶自動識別装置 (AIS) データを利用できるかどうかを検討することを含め、ピューからの報告で示された勧告について検討した。重要な論点は以下のとおり。

- 一部のメンバーは、既に事務局の作業量が多いことを踏まえ、事務局に AIS 解析を実施するキャパシティがあるのかどうかを疑問視した。
 - 一部のメンバーは、将来的に AIS 解析を検討することは有益であるとした。
 - あるメンバーは、遡及的な解析を行うのではなく、対象を絞り込んだ検査のように遵守上のリソースをより有効に振り向けることに資するよう、リアルタイムに近い解析を行う方が良いと述べた。
112. 会合は、事務局が将来的に AIS 解析を実施するキャパシティを有しているのかどうかを判断するため、事務局に対し、2022 年にいくつかの調査的作業を行った上でその結論を CC 17 に報告するよう勧告した。
113. また会合は、SBT を積載している船舶に対しては転載や水揚げを行わない場合であっても決議を適用する¹形で港内検査の最低基準を定めた CCSBT スキームに関する決議を強化することを検討したいかどうかについて議論した。主な論点は以下のとおり。
- 一部の寄港国であるメンバーに対してさらなる事務負担となる可能性がある。
 - 日本は現在、ICCAT の転載管理スキームの改正に関する ICCAT での議論をリードしようとしており、CCSBT での本件に関する将来的な議論のプロトタイプとしてこれらの検討結果を活用することが有用である可能性がある。
114. 会合は、日本に対し、ICCAT の転載管理スキームに関する議論についての ICCAT での進捗状況を 2022 年の CC 17 会合に報告するよう勧告した。
115. 会合は、米国、シンガポール、中国及びモーリシャスに対し、CC 17 会合にオブザーバーとして参加するよう招請することに合意した。
116. 事前協議において、議長はメンバーに対し、電子モニタリングシステム (EMS) についてはプレナリーで議論されることを述べつつ、常設議題項目において提起したいその他の事項はあるかどうかを質問した。メンバーから提起された事項はなかった。

電子モニタリングシステム (EMS) にかかる議論

117. 議長は、本議題項目について、将来的に SBT 漁業の文脈においてどのように電子モニタリングの活用を検討し得るかについてメンバーが検討する機会を提供するものであると述べた。議長は、オーストラリア及びニュージーランドに対し、本会合に対してそれぞれの国内漁業における EMS の活用状況に関する情報提供ができるかどうかをたずねた。

¹ 現行決議のパラグラフ 15 は「メンバーは、毎年、指定港において外国漁船によって実施される陸揚げ及び転載作業のうち少なくとも 5% について検査を実施するものとする」と規定している。

118. オーストラリアは、総括として、以前に同メンバーの EMS に関する情報提供を行って好評を得たこと、EMS は人間によるオブザーバーを置き換えるものではないが一連の有益なモニタリングツールの一つであること、また CCSBT が検討し得る将来的な EMS 基準については他の RFMO において策定された基準との一貫性が重要であることを述べた。
119. ニュージーランドは、総括として、COVID-19 パンデミックのような状況下で人によるオブザーバーを容易に配乗できないような状況や、小型漁船に対するモニタリングツールとして EMS を利用可能にしておくことは有益であると述べた。またニュージーランドは、現行の科学オブザーバー計画規範が起草された際には EMS は考慮されていなかったこと、また EMS と SOPS に関する一切の議論は ESC で行う必要があることを述べた。
120. 日本は、一部の漁船で EMS の試験を行っており、SBT が出現する緯度帯でその機能が発揮できるのかどうかに懸念を有していると述べた。オーストラリアは、CCAMLR 海域でも EMS の活用成功したことを述べた。
121. 全てのメンバーは、WCPFC の EMS 基準の策定状況について引き続き把握していくよう奨励された。日本は、不調和を回避するべく他の RFMO での EMS に関する新たな議論についてもモニタリングしていく考えを述べた。
122. 会合は以下を勧告した。
- 2022 年に遵守専門作業部会 (TCWG) 会合を開催し、EMS を主な議題項目とすること。EMS に関する技術的な情報交換を重点的に議論する。
 - オーストラリアは、TCWG に対し、EMS に関して同メンバーが経験してきた長所、短所及び潜在的な落とし穴について総括した文書を提出する。
 - またオーストラリアは、WCPFC、及び可能であれば IOTC における EMS 基準に関する議論の進捗状況を総括した文書も提出する。
 - 米国は、大西洋浮きほえ縄船団における EMS の利用に関する技術的な情報及び費用を含む形で ICCAT に提出した文書を利用可能にする。

議題項目 8. CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告

8.1. CPG1 : 最低履行要件 (MPR)

123. 本小議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。

124. 事務局は、最低履行要件（MPR）改正案に関する文書 CCSBT-CC/2110/12 を提出した。CPG1 のセクション 5.1 及び 5.2（ERS 関連措置）及び 6.5（CC 及び EC に対する年次報告）の改正が提案された。
125. 会合は MPR 改正案に合意した。MPR の改正部分は別紙 7 のとおりである。

8.2. 遵守行動計画（CAP）のアップデート

126. 議長は、CC 15 で合意されたとおり、次期 CAP で網羅される行動事項の検討については対面会合が開催されるまで保留することを述べた。したがって、遵守リスク、及びそれらのリスクの緩和やより良い定量化に関する進捗状況の検討についても保留となる。当面の間、本議題項目は、次回の対面会合の前にメンバーが提起したいと考える行動事項やリスクに関する検討事項がある場合に備えた「プレースホルダー」となる。
127. メンバーから提起された検討事項はなかった。会合は、次期 CAP に関する検討を次回の対面会合まで保留することに合意した。

8.3. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

128. 本小議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
129. 事務局は、CCSBT と他の機関との間の遵守関係に関する文書 CCSBT-CC/2110/13 を提出した。本文書では、メンバーに対し、国際監視・管理・取締りネットワーク（IMCSN）及びその関連ネットワーク、並びに様々な地域漁業機関／地域漁業管理機関と CCSBT との遵守上の関係に関する最新情報を提示した。また本文書では、ピュー慈善財団及び国際水産物持続財団（ISSF）との関係についてもアップデートした。
130. さらに本文書では、IMCSN の傘下で新たに創設された非公式グループであるパン・パシフィック漁業遵守ネットワーク（PPFCN）に関する具体的なアップデートを提示した。本グループはまぐろ遵守ネットワーク（TCN）に非常に類似しているが、太平洋の域内 RFMO としての属性を有する RFMO／機関に重点化したものである。事務局は、CCSBT に対して本グループに関連する財政的なコミットメントはほとんどないことを述べた。
131. 議長は、CCSBT が PPFCN に参加しても予算及びリソース上の影響はないものと想定されたとした事務局からの助言に言及した。その後、会合は、既存の TCN モデルをベースとした非公式かつ任意の PPFCN に CCSBT のコンプライアンス・マネージャーが参加することを承認した。

議題項目 9. eSBT プロジェクト

132. 議長は、「eSBT」とはメンバーが CCSBT 関連で必要な特定のデータを入力及び閲覧できるように開発されているオンラインの双方向システムであることを述べた。これには、月別漁獲報告などのデータ、船舶許可、権限を付与された確認者の承認及び eCDS が含まれている。

9.1. オンラインデータ提出／データアクセスプロジェクト

133. 本小議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
134. 事務局は、CCSBT のオンラインによるデータ提出／アクセスプロジェクト (eSBT) の進捗状況のアップデートを示した文書 CCSBT-CC/2110/14 を提出した。CCSBT の eSBT の開発は順調かつ予算の範囲内で進められており、本プロジェクトで予定されていた作業の大部分は完了した。システムはメンバーによる利用向けに製品クラウドサーバーに展開されており、本文書の作成時点において、月別漁獲報告の数字の入力及び CDS 確認者のアップデートのために 5 つのメンバーがシステムを利用している。許可船舶のコンポーネントは 2021 年中に事務局及びメンバーによってさらにテストされる予定であり、その後に製品サーバーに展開される。現時点では追加作業は予定されておらず、2022 年から 2024 年までのメンテナンス費用として各年 5,000 ドルが提案されている。
135. 質問に対し、事務局は、メンバーが eSBT に関する技術的問題を抱えている場合の対応として、メンバーから電子メールで情報を提供していただいて差し支えないことを述べた。

9.2. 試行的 eCDS の開発状況

136. 事務局は、CCSBT の試行的 eCDS プロジェクトの進捗状況のアップデートに関する文書 CCSBT-CC/2110/15 を提出した。
137. 会合は、議題項目 3 の TCWG からの報告において文書に示された作業計画及びスケジュールを既に検討及び承認しており、また TCWG 2 で勧告された作業グループの設置についても承認した。同作業グループでは以下について検討する予定である。
- 未解決の課題（特に確認者、及び漁獲モニタリング様式への漁獲標識様式の添付に関連する問題）を進捗させること
 - 業界向けのユーザーマニュアル（英語及び日本語）を策定すること
 - eCDS への移行を可能とするような改正 CDS 決議案を作成すること

議題項目 10. 海鳥措置の実施の強化に関する提案

138. 本小議題項目に関する議論は、CC 会合の開会前に文書通信により開始された。
139. バードライフ・インターナショナル（バードライフ）は、CCSBT 漁業における生態学的関連種・海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクトのアップデートにかかる文書 CCSBT-CC/2110/22 (Rev.2) を提出した。CC 15 以降、CCSBT 漁業における生態学的関連種・海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクトの策定作業が進められてきた。休会期間中の海鳥作業グループ（SBWG）が設立され、バードライフ及び CCSBT 事務局がプロジェクトの作業計画案を作成し、これに SBWG からのコメントが盛り込まれた。
140. 質問に対し、バードライフは、リスク評価の意図するところは 2016 年のデータを用いた最初の全球的海鳥混獲評価以降に測定可能な推定海鳥捕獲数の減少があったかどうかを判断することであると述べた。これは本プロジェクトの変化の指標となり、リスク評価はプロジェクトのスケジュールの最後に完了する予定である。評価の結果は CCSBT 及び他の RFMO に対して利用可能とされ、海鳥 CMM を変更する必要があるかどうか、又は海鳥措置の遵守をさらに改善するかどうかを判断するために利用される可能性がある。しかしながら、その結果の用途を特定することは、本プロジェクトのスコープの範囲外である。本プロジェクトのスコープは、リスク評価を確実に完了させることである。
141. バードライフは、プロジェクトの作業計画の策定に向けた 1 年にわたるメンバーの努力に感謝した。

議題項目 11. 2022 年の作業計画

142. CC は、2022 年の作業計画を以下のとおり策定した。毎年継続している任務については、2022 年の新規事項でない限りここには記載していない。

	時期	リソース
保存管理措置の遵守状況に関する事務局文書で非遵守問題が指摘されたメンバーは、国別報告書（セクション 1.3）において、非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況を報告する。	CC 17 まで	関連メンバー
2021 年 8 月下旬に発生した CDS 標識装着要件に関する極めて特殊な状況に関する通知（CPG5 に基づく通知）を提出する。	至急	日本
輸入 CDS 文書の提出に向けた改善の進捗状況について報告する。	進捗があり次第速やかに	韓国

	時期	リソース
2022年のCC/ECに対する国別報告書において、他のまぐろ類RFMOによるERS措置に関する評価結果の情報を共有する。	CC 17まで	Japan 日本
夜間投縄に関する報告は全ての投縄が夜間に完了したことを意味しているのかどうかを確認するべく、メンバーに連絡する。	至急	事務局、メンバー
南アフリカは、メンバー及び事務局が南アフリカへの支援の提供を申し出ていることに留意しつつ、CCにより特定された非遵守の問題に段階的に対応していくための計画（実施スケジュールを含む）を策定する。	至急かつ CC 17より 前に	南アフリカ
事務局に対し、漁業海域別のSBT漁獲物解析の結果を提出する。	至急	インドネシア
WCPFCとの転載MoCの運用開始に向けた作業を継続し、進捗状況を報告する。	CC 17まで	事務局
日本に対し、権限を付与された確認者の任命、管理上のアレンジメントにおける確認者の役割、任命の法的根拠、及び検証又は監査により不調和が確認された場合のペナルティに関する情報を文書で提供する。	至急	オーストラリア及びニュージーランド
試行的eCDSについて、以下を含む未解決の課題を進捗させるための作業部会を設立及びリードする：(1) CDSに関する未解決の課題（特に権限を付与された確認者、及び漁獲モニタリング様式への漁獲標識様式の添付に関する問題）、(2) 業界向けの適切なユーザーマニュアル（英語版及び日本語版の両方）を作成する必要性、及び(3) eCDSへの移行を可能とする改正CDS決議案の作成。	至急	事務局、メンバー
米国、シンガポール、中国及びモーリシャスに対し、CC 17会合へのオブザーバー参加を招請する。	CC 17まで	事務局
eCDSプロトタイプの使用方法を説明するショートビデオを作成する。	2021年10月	事務局

	時期	リソース
試行的 eCDS に関するフィードバックを検討及び受領するため、2021 年 10 月 25 日の週から、データマネージャーと各メンバーによる 1 対 1 の非公式会合をアレンジする。	至急	事務局、全メンバー
事務局に対し、プロトタイプ eCDS（特に確認のルール）に関するフィードバックを行う。	至急	全メンバー
CC 16 に提出された eCDS の次のステップ及び作業計画にしたがって、eCDS の開発を継続する。	継続	事務局
2022 年の CC/EC に対する国別報告書のセクション 1.1 において、CDS 標識の装着方法に関して合意された改善方法にかかるメンバーによる試験的な実施の結果を報告する。	CC 17 まで	オーストラリア、韓国、台湾及びその他全ての関連メンバー
CCSBT ウェブサイトに掲載されている CDS 標識装着に関する説明書をアップデートする。	至急	事務局
事務局に対して自主的に提出された食害による SBT 死亡量の推定値を含む形で、文書 CCSBT-CC/2110/18 の表を作成する。（事務局は本件に関するリマインドを行う）	2022 年科学データ交換プロセスのタイミング	全メンバー／事務局
2022 年の CC/EC に対する国別報告書の中で、EU への QAR に対して DG-MARE 及び EU メンバー国がどのように対応したのかを報告する。	CC 17 まで	EU
メンバーとピューが支援をオファーしたことを踏まえつつ、CCSBT における将来的な QAR の運用について検討する文書を作成する。	CC 17 まで	ニュージーランド
2022 年の解析をどのように改善するかにかかる提案を考慮し、2021 年に実施した標識データ解析を再度実施する。	CC 17 まで	事務局
日本市場における管理標識調査を CCSBT による費用負担で実施する可能性について検討するための情報交換を行う休会期間中の電子メールグループを設置する。	CC 17 まで	日本がリードし、全メンバーが参加

	時期	リソース
保存管理措置の遵守状況に関する事務局文書の別紙 C に引き続き新たな表 iii) – vi) を含めるとともに、2020 年と 2021 年の両年において 100 トン以上の SBT を輸入した全ての市場国をハイライトする。	CC 17 まで	事務局
EU 及びインドネシアは、事務局に対し、それぞれの国内データベースから利用可能な最善の年次貿易データサマリー（2021 暦年に輸出／輸入された生鮮／冷凍 SBT のトン数）を提出する。	CC 17 まで	EU／インドネシア
将来的に事務局が AIS 解析を実施するキャパシティがあるかどうかを判断するため、2022 年中に調査的な作業を実施する。	CC 17 まで	事務局
ICCAT の転載管理スキームの改訂に関する ICCAT での議論の進捗状況を報告する。	CC 17 まで	日本
TCWG に対し、EMS に関して経験してきた長所、短所及び落とし穴、並びに WCPFC 及び IOTC における EMS 基準の検討の進捗状況の概要を総括する文書を作成する。	TCWG 3 まで	オーストラリア
CC 16 で米国が言及した EMS に関する文書を提出する。	TCWG 3 まで	米国
2021／2022 年に予定されているオンラインデータ提出及びアクセスプロジェクトの作業を実施する。	CC 17 まで	事務局／メンバー
海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクトを開始する。	2022 年中頃	事務局／関連メンバー／プロジェクトパートナー

議題項目 12. その他の事項

143. その他の事項はなかった。

議題項目 13. 拡大委員会に対する勧告

勧告

144. CC は、EC に対して以下を勧告した。

- 5 年間をかけて 456.584 トン（各年 91.3 トン）を返済することとしてインドネシアから提出された修正返済計画に合意すること。CC

はインドネシアから報告された同メンバーの行動に勇気づけられるとともに、現時点から12月末までに利用可能なインドネシアの漁獲量は173.99トンしかないことに留意しつつも、EC 27において合意された計画の一環として行われたコミットメントに沿ったものであることを確信した。

2. ECは、南アフリカに対し、メンバー及び事務局が南アフリカへの支援の提供を申し出ていることに留意しつつ、CCにより特定された非遵守の問題に段階的に対応していくための計画（実施スケジュールを含む）を策定するよう要請すること。
3. CCの2022年の作業計画案を承認すること。
4. ECは、対面会合を開催することができなかつたために遵守計画について詳細に検討するのは不可能であったことに留意しつつ、現行の遵守行動計画をさらに1年間延長することに合意すること。
5. 漁業における電子モニタリングシステムの活用の可能性を検討するため、2022年のCC 17会合の前に遵守専門作業部会会合を開催すること。オーストラリアは、議論のたたき台となる文書に加えてWCPFC及びIOTCでの進捗状況の概要を提出し、また米国はICCATで同国が発表した文書を提供する。
6. 試行的eCDSの開発作業を継続するとともに、権限を付与された確認者や漁獲標識様式の添付に関するガイダンスの提供、業界向けのユーザーマニュアル（英語版と日本語版の両方）の作成、及びeCDSへの移行を可能とする改正CDS決議案の作成を行う作業グループを設置すること。
7. ECは以下に合意すること。
 - a. メンバーによって取られた措置の報告を促すための新セクション「1.3 非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況」を含む、改訂年次報告書テンプレート
 - b. パラグラフ 1.2 及び 1.9 の微修正を含む改正 CDS 決議
 - c. セクション 5.1、5.2 及び 6.5 を修正した CPG1：最低履行要件 (MPR)
8. ECは、ESCに対し、帰属漁獲量の定義とその適用の文脈から本件についてさらに検討することができるよう、文書CCSBT-CC/2110/18に総括された食害の問題について検討し、資源評価及び管理方式に対する食害の潜在的影響についてECに助言を行うよう要請することに合意すること。
9. ECは、米国、シンガポール、中国及びモーリシャスに対し、CC 17会合にオブザーバーとして参加するよう招請すること。

留意事項

145. CCはECに対し、以下の事項に留意するよう提案する。

1. 南アフリカはCCの議論に参加しなかったが、事前協議中の質問に対してはある程度回答したこと。
2. CCは、事務局からの報告で特定された一連のERS関連の問題について検討し、特定された問題に対処するためにメンバーが実施予定の措置について留意したこと。
3. CCは、極めて特殊な状況があったことに留意しつつ、2020年における科学オブザーバーカバー率が低かった（また一部ではゼロであった）理由についてレビューした。CCは、全メンバーに対し、状況が許す限り、10%のカバー率目標に向けて努力するよう勧奨した。一部のメンバーは、2021年の今日までのオブザーバーカバー率がゼロであったことが留意された。
4. 2020年の推定引き伸ばし海鳥死亡数は、合計で1,500個体以上であった。CCは、メンバーが2019年よりも数字を改善させたことに留意し、一部のメンバーは現状の死亡数は引き続き懸念であると述べた。CCは、メンバーに対し、混獲緩和措置の使用改善及び海鳥死亡数の削減のための努力を継続するよう奨励した。
5. 2020年には、COVID-19による制約に由来する極めて特殊な状況の影響で多数の洋上転載がオブザーバー無しで行われ、またメンバーはこの状況が2021年も継続していることを報告した。メンバーは、リスクを低減するために取られた追加的措置について説明した。
6. CCはEUに対するQARの結果について検討し、EUは、特定された問題に対処するために多数の措置を実施する予定であること。EUは、2022年のCC/ECに対する国別報告書の中で、DG-MAREとEUメンバー国がQAR勧告にどのように対応したかについて報告することに合意した。
7. QARの将来について検討され、CCは、本件についてCC 17会合でさらに検討することに合意したこと。ニュージーランドは、この議論を促すためのたたき台となる文書を（他のメンバー及びオブザーバーからのインプットを得て）作成することを申し出た。
8. 会合は、市場調査に関して日本及び事務局の両者により実施されている作業を継続することを支持した。日本は、管理標識調査をCCSBTの資金により実施する可能性に関する情報及び意見を交換するための電子メールグループを形成する。
9. 会合は、事務局が将来的にAIS解析を実施するキャパシティを有しているのかどうかを判断するため、2022年にある程度の調査的な作業を実施し、その結論をCC 17に報告することに合意した。

10. ICCAT は同委員会の転載管理スキームに関する作業に取り組んでいることが留意され、日本は ICCAT での作業状況について報告することを申し出た。
11. 会合は、CCSBT のコンプライアンス・マネージャーが、既存の TCN モデルをベースとする非公式かつ任意のパン・パシフィック漁業遵守ネットワークに参加することを承認した。

議題項目 14. まとめ

14.1. 会合報告書の採択

146. 会合報告書が採択された。

14.2. 閉会

147. 会合は、2021 年 10 月 7 日午後 8 時 39 分（キャンベラ時間）に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. CDS 標識の装着方法に関する遵守委員会の勧告
5. 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート
6. CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議（改正部分）
7. CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件：遵守政策ガイドライン 1（改正部分）

参加者リスト
第16回遵守委員会会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR							
Frank	MEERE	Mr		AUSTRALIA			fmeere@aapt.net.au
MEMBERS							
AUSTRALIA							
Neil	HUGHES	Mr	Head of Delegation/ Director, Regional Fisheries	Department of Agriculture, Water and the Environment	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6306	neil.hughes@awe.gov.au
George	DAY	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture, Water and the Environment	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6271 6466	george.day@awe.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	Alternate/ Manager SBT Fishery	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5338	Matthew.daniel@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia	61 (0) 419 840 299	austuna@bigpnd.com
Marcus	STEHR	Mr	Managing Director	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln SA 5606	61 41780 6883	marcus@stehrgroup.net
Kylie	PETHERICK	Ms	Chief Financial Officer	Stehr Group	PO Box 159, Port Lincoln SA 5606	61 40016 0465	kylie@stehrgroup.net
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA. 6160	61 (0) 8 9335 5499	terryromaro@aol.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, SA. 5606	61 (0) 8 8682 2266	awilkinsontti@hotmail.com
Anne	SHEPHERD	Ms	Manager Licencing and Data Services	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6225 5361	Anne.Shepherd@afma.gov.au
James	VAN MEURS	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture, Water and the Environment	GPO Box 858 CANBERRA ACT 2601 Australia	61 2 6272 5320	james.vanmeurs@awe.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
EUROPEAN UNION								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
Luis	MOLLEDO	Mr	Alternate	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium			Luis.molledo@ec.europa.eu
João	NUNES	Mr	Adviser	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium			jnunes@dgrm.mm.gov.pt
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Fen-Lan	CHEN	Ms.	Deputy Director	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 896	886 2 23327 396	fernlan@ms1.fa.gov.tw
Ming-Hui	HISH	Mr.	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 872	886 2 23327 396	minghui@ms1.fa.gov.tw
Tsung-Yueh	TANG	Mr.	Secretary	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China	3F., No. 14, Wenzhou Street, Taipei, Taiwan (R.O.C)	886 2 23680 889	886 2 23686 418	tangty@ofdc.org.tw
Huang-Chih	CHIANG	Dr.	Porfessor	College of Law, National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan (R.O.C.)	886 2 33668 919		hcchiang@ntu.edu.tw
Winston Yu-Tsang	WU	Dr.	Assistant Porfessor	Soochow University, Taiwan	70, Linhsi Road, Shihlin, Taipei 111, Taiwan	886 2 28819 471	886 2 28812 437	ytwchc@gm.scu.edu.tw
Tse-Yung	HSU	Mr.	Assistant	College of Law, National Taiwan University	No.1, Sec. 4, Roosevelt Road, Taipei City, 10617, Taiwan (R.O.C.)	886 918 52511 4		r08a21088@ntu.edu.tw

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Kuan-Ting	LEE	Mr. Director General	TAIWAN TUNA ASSOCIATION	3F-2, NO.2, YU KANG MIDDLE 1ST RD, KAOHSIUNG, TAIWAN	886 7 84196	886 7 83133	simon@tuna.org.tw
Hsiu-Wan	CHEN	Ms. Specialist	TAIWAN TUNA ASSOCIATION	3F-2, NO.2, YU KANG MIDDLE 1ST RD, KAOHSIUNG, TAIWAN	886 7 84196	886 7 83133	ann@tuna.org.tw
Wen-Chi	CHANG	Ms. Assistant	Overseas Fisheries Development Council of the Republic of China	8F., No.100, Sec.2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 10070, Taiwan	886 2 2383	886 2 2332	wenchi0902@msl.f.a.gov.tw

INDONESIA

Putuh	SUADELA	Mrs	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur, No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	putuhsuadela@gmail.com
Riana	HANDAYANI	Mrs	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur, No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	daya139@yahoo.co.id
Hary	CHRISTIANTO	Mr	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur, No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	hchristianto@yahoo.com
Yayan	HERNURYADI	Mr	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur, No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	yhernuryadin@gmail.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
Satya	MARDI	Mr	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	satyamardi18@gmail.com
Indra	JAYA	Prof	Head on national Committee on Fish Stock Assessment Indonesia	Bogor Agricultural University	Jl. Raya Dramaga, Kampus IPB Dramaga Bogor, 16680 West Java, Indonesia	62 251 86226 42 ext.10 0	62 251 86226 42 ext.10 0	indrajaya123@gmail.com
Nilanto	PERBOWO	Mr	Senior Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	perbowon@kkp.go.id
Syahril Abd	RAUP	Mr	Capture Fisheries Production Management Senior Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	chaliarrauf@yahoo.com
Ririk Kartika	SULISTYANIN GSIH	Mrs.	Head of Research Institute for Tuna Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Mertasari No. 140, Br. Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar Selatan, Denpasar 80223	62 36 17262 01	62 36 18497 447	rk.sulistyaningsih11@gmail.com
Bram	SETYADJI	Mr.	Senior Scientist, Research Institute for Tuna Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Mertasari No. 140, Br. Suwung Kangin, Sidakarya, Denpasar Selatan, Denpasar 80223	62 36 17262 01	62 36 18497 447	bram.setyadji@gmail.com
Saraswati	SARASWATI	Mrs	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	cacasaras@gmail.com
Saut P.	HUTAGALUNG	Mr	Senior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	saut.p.hutagalung@gmail.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
Reza Shah	PAHLEVI	Mr	Senior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	pahlevi.reza.nrmp@gmail.com
Muhammad	RIDWAN	Mr	Senior Controllers of Fish Pest and Disease of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	muhammadridwan05343@gmail.com
Asep Dadang	KOSWARA	Mr	Head of Legal, Cooperation and Public Relations Division of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	ad_koswara@yahoo.co.id
Mochamad Aji	PURBAYU	Mr	Head of Cooperation Sub Division of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	aji.purbayu@gmail.com
Aris	SASONO	Mr	Head of Sub Division for Product Certification of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	sasonofish@gmail.com
Handito Aji	PRASTYO	Mr	Junior Fisheries Inspector of Fish Quarantine, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	hand.cito@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Dian Harjuna	SUKMA	Mr	Cooperation Analyst, Quality Control and Security of Fishery Products Agency	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	dianharjuna@gmail.com
Sitti	HAMDIYAH	Mrs	Head of Division of Regional and Multilateral Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	sh_diyah@yahoo.com
Hendri	KURNIAWAN	Mr	Head of Subdivision of Regional Cooperation	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	hendrikur16@gmail.com
Alza	RENDIAN	Mr	Regional Cooperation Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	alzarendian@gmail.com
Ridho	RAHMADI	Mr	Regional Cooperation Analyst	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530	62 21 34530	ridhorahmadi94@gmail.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Vice Chairman of Indonesian Longline Tuna Association	Indonesian Longline Tuna Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Benos, Denpasar, Bali, Indonesia	62 815 5800		atli.bali@gmail.com
Fayakun	SATRIA	Mr	Senior Scientist, Center for Fisheries Research	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta Utara	62 21 34530	62 21 34530	fsatria70@gmail.com
Wudianto	WUDIANTO	Prof	Research Professor, Center for Fisheries Research	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta Utara	62 21 34530	62 21 34530	wudianto59@gmail.com
Lilis	SADIYAH	Mr	Senior Scientist, Center for Fisheries Research	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta Utara	62 21 34530	62 21 34530	sadiyah.lilis2@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Ignatius Tri	HARGIYATNO	Mr	Senior Scientist, Center for Fisheries Research	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Pasir Putih II, Ancol Timur, Jakarta Utara	62 21 34530 08	62 21 34530 08	igna.prpt@gmail.com
Muhammad	ANAS	Mr	Statistician, Directorate General for Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries, Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	mykalambe@yahoo.com
Rikrik	RAHARDIAN	Mr.	Statistician, Center for Data, Statistic and Information of Marine and Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Republic of Indonesia	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta, Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	rikrik.rahadian@kkp.go.id
Akmala Dwi	NUGRAHA	Mr.	Senior Capture Fisheries Production Managemenet Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Republic of Indonesia	JL. Tuna Raya I Muara Baru Ujung, Penjaringan, Jakarta Utara	62 21 34530 08	62 21 34530 08	akmala02.fish@gmail.com
Nur	ALIMIN	Mr.	Fisheries inspector of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Republic of Indonesia	JL. Tuna Raya I Muara Baru Ujung, Penjaringan, Jakarta Utara	62 21 34530 08	62 21 34530 08	mutuppsnzj@gmail.com
Andi	HERMAWAN	Mr.	Fisheries inspector of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Republic of Indonesia	JL. Tuna Raya I Muara Baru Ujung, Penjaringan, Jakarta Utara	62 21 34530 08	62 21 34530 08	shtippsnzj@gmail.com
Bagus	SUDANANJAY A	Mr.	Capture Fisheries Production Managemenet Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Republic of Indonesia	Jl. Pelabuhan No. 1 Pengembangan, Kec. Negara, Kab. Jembrana, Bali, Indonesia			bagus.sudananjaya@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Luh Putu Ari	WIDIANI	Mr.	Capture Fisheries Production Management Officer of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries Republic of Indonesia	Jl. Pelabuhan No. 1 Pengambangan, Kec. Negara, Kab. Jembrana, Bali, Indonesia			luhputuari.widiani@gmail.com
JAPAN								
Yuki	MORITA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo 100-8907, Japan	81 3 3591 1086	81 3 3504 2649	yuki_morita470@maff.go.jp
Miwako	TAKASE	Ms	Counselor	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	81 3 3504 2649	miwako_takase170@maff.go.jp
Masahiro	AKIYAMA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo 100-8907, Japan	81 3 3591 1086	81 3 3504 2649	masahiro_akiyama170@maff.go.jp
Takeshi	MIWA	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 6744 2364	81 3 3504 2649	takeshi_miwa090@maff.go.jp
Yoichiro	KIMURA	Mr	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 3591 1086	81 3 3504 2649	yoichiro_kimura680@maff.go.jp
Yosuke	YAMADA	Mr	Section Chief	Fisheries Agency Government of JAPAN	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-city, Tokyo	81 3 6744 2364	81 3 3504 2649	yosuke_yamada630@maff.go.jp
Tomohiro	KONDO	Mr	Assistant Director	Ministry of Foreign Affairs of Japan	1-2-2 Kasumigaseki, Tokyo, Japan	81 3 5501 8338		tomohiro.kondo-2@mofa.go.jp
Saori	KENMOCHI	Ms	Deputy Director	Agricultural and Marine Products Office, Trade control Department, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901 Japan	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	kenmochi-saori@meti.go.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Tomoyuki	ITOH	Dr.	Chief Scientist	Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency	5-7-1 Orido, Shimizu, Shizuoka 424-8633, Japan	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Yuji	UOZUMI	Dr.	Special Advisor	Japan Tuna Fushries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 56462 382	81 3 5646 2652	uozumi@japantuna.or.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Special Advisor	Japan Tuna Fushries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	katsuyama@japantuna.or.jp
Hiroyuki	YOSHIDA	Mr	Director	Japan Tuna Fushries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	yoshida@japantuna.or.jp
Nozomu	MIURA	Mr	Assistant Director	Japan Tuna Fushries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	miura@japantuna.or.jp
Daisaku	NAGAI	Mr	Chief Manager	Japan Tuna Fushries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	nagai@japantuna.er.jp
Jun	DAITO	Mr	Manager	Japan Tuna Fushries Co-operative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	daito@japantuna.er.jp
Tetsuo	SAITO	Mr	Chairman	National Ocean Tuna Fishery Association	1-28-44,Shinkawa,Chuo-ku,Tokyo,104-0033 Japan	81 3 6222 1327	81 3 6222 1368	fukuyots@f2.dion.ne.jp
Hirohito	IKEDA	Mr	Managing Director	Ikeda Suisan	370Ashizaki,Nyuzen,Shimoniikawa-gun,Toyama Pref. 939-0667	81 765 76 0311	81 765 76 0313	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	1-28-44,Shinkawa,Chuo-ku,Tokyo,104-0033 Japan	81 3 6222 1327	81 3 6222 1368	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
Kotaro	NISHIDA	Mr	Deputy Manager	National Ocean Tuna Fishery Association	1-28-44,Shinkawa,Chuo-ku,Tokyo,104-0033 Japan	81 3 6222 1327	81 3 6222 1368	k-nishida@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
NEW ZEALAND								
Dominic	VALLIERES	Mr	Highly Migratory Species Manager	Fisheries New Zealand	PO Box 2526, Wellington 6140	64 4 819 4654		dominic.vallieres@mpi.govt.nz
Arthur	HORE	Mr	Chief Fisheries Adviser	Fisheries New Zealand	PO Box 53030 Auckland 2022	64 9 820 7686		arthur.hore@mpi.govt.nz
Heather	BENKO	Ms	Senior Analyst, Highly Migratory Species	Fisheries New Zealand	Private Bag 12031 Tauranga 3143	64 9 953 6245		heather.benko@mpi.govt.nz
Courtney	BURNS	Ms	Compliance Advisor, International Fisheries	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington 6140	64 3 466 3693		courtney.burn@mpi.govt.nz
Tasmin	McCORMACK	Ms	Analyst, Spatial Planning and Allocations	Fisheries New Zealand	PO Box 2526, Wellington 6140	64 4 894 5558		Tasmin.McCormack@mpi.govt.nz
Sophie	IRONSIDE	Ms	Legal Adviser	New Zealand Ministry of Foreign Affairs & Trade	195 Lambton Quay, Wellington Central, Wellington 6011	64 21 301 839		sophie.ironside@mfat.govt.nz
Abby	HUTCHISON	Ms	Policy Officer, Environment and Resource Law Team	New Zealand Ministry of Foreign Affairs & Trade	195 Lambton Quay, Wellington Central, Wellington 6011	64 21 394 675		Abby.Hutchison@mfat.govt.nz
Kim	DRUMMOND	Mr	Fisheries and Aquaculture Policy Manager	Te Ohu Kaimoana	158 The Terrace Wellington 6011	64 4 931 9500	64 4 931 9518	Kim.Drummond@teohu.maori.nz
Jesse	RIHIA	Mr	Policy Analyst	Te Ohu Kaimoana	158 The Terrace Wellington 6011	64 4 931 9500	64 4 931 9518	Jesse.Rihia@teohu.maori.nz

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA							
Il Kang	NA	Mr. International Cooperation Specialist	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Building 5, #94, Dasom 2-ro, Sejong City	82 44 200 5377	82 44 200 5349	ikna@korea.kr
Sung Il	LEE	Dr. Scientist	National Institute of Fisheries Science	216 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 46083, Republic of	82 51 720 2330	82 51 720 2337	k.sungillee@gmail.com
Eun Kyoung	KIM	Ms. Inspector	National Fishery Products Quality Management Service	8, Jungang-daero 30beon-gil, Jung-gu, Busan-si, Republic of Korea	82 51 602 6046	82 51 602 6088	ekkiim@korea.kr
Sun Kyoung	KIM	Ms. Policy Analyst	Ministry of Overseas Fisheries Cooperation Center	S-Building 6th floor, 253, Hannuri-daero, Sejong, Korea	82 44 868 7833	82 44 868 7840	sk.kim@kofci.org
Soo Min	KIM	Ms. Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	S-Building 6th floor, 253, Hannuri-daero, Sejong, Korea	82 44 868 7363	82 44 868 7840	soominkim@kofci.org
Jae Geol	YANG	Mr. Policy Analyst	Korea Overseas Fisheries Cooperation Center	S-Building 6th floor, 253, Hannuri-daero, Sejong, Korea	82 44 868 7364	82 44 868 7840	jg718@kofci.org
Jin Seok	PARK	Mr. Manager	Sajo Industries co.,ltd	107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1651	82 2 3656 079	goodtime9@sajo.co.kr
Seung Hyun	CHOO	Mr. Manager	Sajo Industries co.,ltd	107-39, Tongil-ro, Seodaemun-gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1655	82 2 3656 079	shc1980@sajo.co.kr
Bong Jun	CHOI	Mr. Manager	KOFA(Korea Overseas Fisheries Association)	6th Fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613	82 2 589 1630	bj@kosfa.org
Sang Jin	BAEK	Mr. Assistant Manager	KOFA(Korea Overseas Fisheries Association)	6th Fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	sjbaek@kosfa.org

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Tae Ho	KIM	Mr. Staff	KOFA(Korea Overseas Fisheries Association)	6th Fl. Samho Center Bldg. "A" 83, Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1615	82 2 589 1630	taehokim@kosfa.org

OBSERVERS

THE UNITED STATES OF AMERICA

Melanie	KING	Ms	Foreign Affairs Specialist	NOAA Fisheries	1315 East West Highway, Silver Spring MD 20910 USA	301.78 7.3087		melanie.king@noaa.gov
---------	------	----	----------------------------	----------------	--	---------------	--	-----------------------

AGREEMENT ON THE CONSERVATION OF ALBATROSSES AND PETRELS

Christine	BOGLE	Dr	Executive Secretary	ACAP Secretariat	119 Macquarie St, Hobart, Tas 7000, Australia	61 4 1913 5806		christine.bogle@acap.aq
-----------	-------	----	---------------------	------------------	---	----------------	--	-------------------------

BIRDLIFE INTERNATIONAL

Stephanie	PRINCE	Ms	High Seas Programme Manager	BirdLife International	The Lodge, Sandy, Bedfordshire, SG19 2DL, UK	n/a	n/a	stephanie.prince@rspb.org.uk
Yasuko	SUZUKI	Dr	Bycatch Programme Officer	BirdLife International	Unizo Kakigara-cho Kitajima Bldg. 1F, 1-13-1 Nihonbashi Kakigara-cho, Chuo-ku, Tokyo 103-0014 Japan	n/a	n/a	yasuko.suzuki@birdlife.org
Stephanie	BORRELLE	Dr	Pacific Marine Regional Coordinator	BirdLife International	Ground Floor, 205 Victoria Street, Wellington 6011	n/a	n/a	stephanie.borrelle@birdlife.org

HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL

Alexia	WELLBELOVE	Ms	Senior Campaign Manager	Humane Society International	PO Box 439 Avalon NSW 2107 Australia	61 2 9973 1728		alexia@hsi.org.au
Nigel	BROTHERS	Mr	Seabird consultant	Humane Society International	PO Box 439 Avalon NSW 2107 Australia	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	brothersbone1@gmail.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
PEW CHARITABLE TRUSTS								
Glen	HOLMES	Dr	Officer, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts	241 Adelaide St, Brisbane, Qld 4000, Australia	61 419 791 532		gholmes@pewtrusts.org
Alyson	KAUFFMAN	Ms	Senior Associate, International Fisheries	The Pew Charitable Trusts	901 E Street, N.W., Washington, DC 20004 USA	1 202 54067 56		akauffman@pewtrusts.org
Robin	DAVIES	Mr	Officer	The Pew Charitable Trusts		44 20 75354 240		rdavies@pewtrusts.org
Laura	EELS	Ms	Associate	The Pew Charitable Trusts		44 20 75354 219		leeles@pewtrusts.org

INTERPRETERS

Kumi	KOIKE	Ms	
Yoko	YAMAKAGE	Ms	
Kaori	ASAKI	Ms	

CCSBT SECRETARIAT

Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary	PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407		asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

暫定議題
第 16 回遵守委員会会合
2021 年 10 月 5－8 日
オンライン

1. **開会**
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
 - 1.3 会議運営上の説明

2. **CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要**
 - 2.1 事務局からの報告
 - 2.2 COVID-19 に関連する問題の検討
 - 2.2.1 CPG5 に基づき受領した通知に関する報告
 - 2.2.2 オブザーバー不在で行われた SBT 洋上転載の件数及びメンバーによって取られた措置に関する報告
 - 2.2.3 将来の漁期における CPG5 の適用
 - 2.3 メンバーからの年次報告
 - 2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価
 - 2.4.1 メンバーの遵守状況
 - 2.4.2 是正措置政策の適用

3. **遵守専門作業部会（TCWG）からの報告**

4. **CC 15 による 2021 年の作業計画の進捗状況のレビュー**

5. **CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート**

6. **国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）の定義及び食害**

7. **CCSBT 遵守計画の実施状況**
 - 7.1 遵守評価プロセス及び QAR
 - 7.1.1 休会期間中の作業グループからの報告
 - 7.1.2 品質保証レビュー（QAR）
 - 7.2 市場調査に関する提案
 - 7.2.1 日本による市場調査に関する提案にかかるアップデート
 - 7.2.2 標識調査データの試行的解析
 - 7.2.3 日本以外の SBT 市場に関する検討

- 7.3 CCSBT CDS 決議改正案
 - 7.3.1 パラグラフ 9
 - 7.3.2 別添 2
- 7.4 常設議題項目

- 8. CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告**
 - 8.1 CPG1：最低履行要件（MPR）
 - 8.2 遵守行動計画（CAP）のアップデート
 - 8.3 CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

- 9. eSBT プロジェクト**
 - 9.1 オンラインデータ提出／データアクセスプロジェクト
 - 9.2 試行的 eCDS の開発状況

- 10. 海鳥措置の実施の強化に関する提案**

- 11. 2022 年の作業計画**

- 12. その他の事項**

- 13. 拡大委員会に対する勧告**

- 14. まとめ**
 - 14.1. 会合報告書の採択
 - 14.2. 閉会

文書リスト
第 16 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/2110/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1)
(CC agenda items 2.1, 7.2.3)
5. (Secretariat) Annual Report on Members' implementation of ERS measures and performance with respect to ERS
(CC agenda item 2.1)
6. (Secretariat) Corrective Actions Policy: Review of Indonesia's Implementation of its Payback and Management Plans
(CC agenda item 2.4.2)
7. (Secretariat) Progress Report on Compliance Committee WorkPlan Items for 2021
(CC agenda item 4)
8. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (Rev.1)
(CC agenda items 2.2.2 and 5)
9. (CCSBT) Quality Assurance Review of the EU On behalf of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
(CC agenda item 7.1.2)
10. (Secretariat) Proposed Revisions to the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution
(CC agenda item 7.3)
11. (Secretariat) Potential Non-Member Fishing Activity/Trade & Trade Summaries
(CC agenda item 7.4)
12. (Secretariat) Draft Revised Minimum Performance Requirements (MPRs)
(CC agenda item 8.1)
13. (Secretariat) Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations
(CC agenda item 8.3)
14. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's On-line Data Submission/ Access Project
(CC agenda item 9.1)

15. (Secretariat) Progress Update on the CCSBT's Trial eCDS Project
(CC agenda item 9.2)
16. (Secretariat) Trial analysis for verification of reported catch by Members with CDS data and tag survey data obtained from Japanese market
(CC agenda item 7.2.2)
17. (Australia) Compliance Assessment Process - Reporting from the intersessional correspondence group
(CC agenda item 7.1.1)
18. (New Zealand) Report back from the intersessional discussion group on predated southern bluefin tuna
(CC agenda item 6)
19. (Indonesia) Implementation of the Indonesia's payback plan on the over catch of 2020
(CC agenda item 2.4.2)
20. (Indonesia) Implementation of Indonesia's work plan to remain within TAC for 2021
(CC agenda item 2.4.2)
21. (Indonesia) Further investigation into discrepancies between COMTRADE and Indonesia CDS data
(CC agenda item 4)
22. (BirdLife and CCSBT) Update on the Project for Enhancing the Implementation of Ecologically Related Species Seabird Measures within CCSBT Fisheries (Rev.2)
(CC agenda item 10)
23. (Pew Charitable Trusts) A Comparative Analysis of AIS Data with the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna Statistical Areas Reported Transshipment Activity in 2019
(CC agenda item 7.4)

(CCSBT-CC/2110/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
New Zealand	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.2)
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

(CCSBT-CC/2110/Rep)

1. Report of the Twenty-Sixth Meeting of the Scientific Committee (August 2021)
2. Report of the Twenty-Seventh Annual Meeting of the Commission (October 2020)
3. Report of the Fifteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2020)
4. Report of the Twenty-Fifth Meeting of the Scientific Committee (September 2020)
5. Report of The Thirteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (May 2019)
6. Report of the Twenty-Sixth Annual Meeting of the Commission (October 2019)
7. Report of the Fourteenth Meeting of the Compliance Committee (October 2019)
8. Report of the Fifth Meeting of the Strategy and Fisheries Management Working Group (March 2018)

(Documents to be discussed from the Technical Compliance Working Group)¹

(CCSBT-TCWG/2110/)

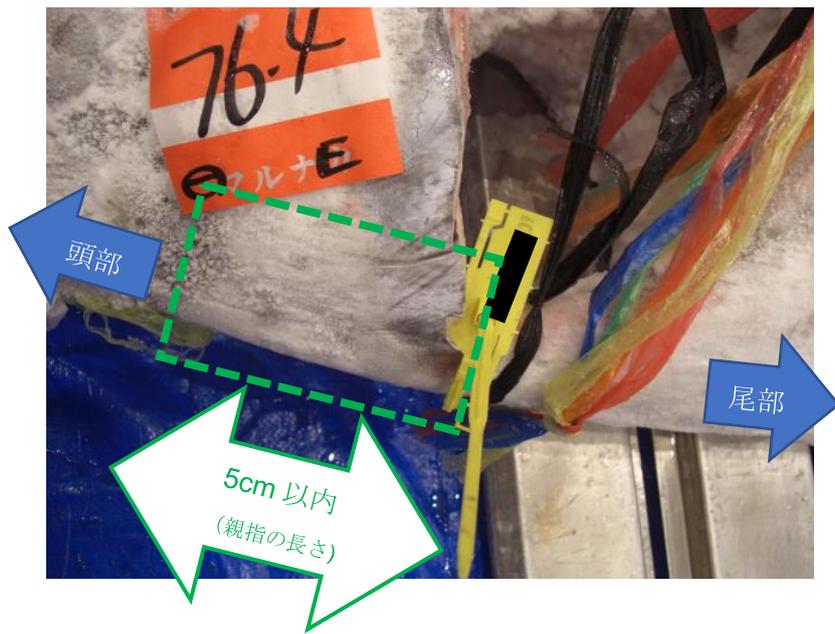
4. (Secretariat) Background Paper for the 7 & 8 April 2021 eCDS Working Group (CC agenda item 9.2)
5. (Secretariat) Background Paper #2 for the eCDS Working Group: Error checking in the eCDS (CC agenda item 9.2)
6. (Japan) Update on Japanese market proposal (CC agenda item 7.2.1 and 7.2.3)

¹ メンバーが遵守委員会 (CC) において検討する可能性がある TCWG 会合文書。これらの文書については再度の文書番号の付与は行わない。

CDS 標識の装着方法に関する遵守委員会の勧告

- メンバーは、2022 年の CC/EC に対する国別報告書のセクション 1.1 において、以下に掲げる標識装着の改善方法の試行的な実施状況について報告すべきである。
 - A 型標識（CCSBT 一元管理標識又は韓国の標識）：メンバーは、喉元から 5 cm 以内の口腔内に標識を装着することが奨励される（図 1 を参照）。
 - B 型標識（オーストラリアスタイルの標識）：メンバーは、標識を鰓蓋ではなく尻鰭に装着することが奨励される（生鮮 SBT のみ。図 2 を参照）。
- 生鮮魚に対して CCSBT の CDS 一元管理標識を使用しており、かつ標識を鰓蓋を通す形で装着しているメンバーは、上記の対象とはならない。
 - 全てのメンバーは、漁業者／取引業者に対し、標識を保持するようさらに促進することが奨励される。
- TCWG は、CC に対し、上記の点を CC の作業計画に明示するとともに、後日（1 年又は 2 年後）、この問題について再検討すべきである。
- 事務局は、CCSBT ウェブサイトに掲載されている標識装着の説明書を適切に修正すべきである。

(図 1)



(図 2)



遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート

(第28回委員会年次会合 (2021年10月13日) において修正)

複数の SBT 漁業があり、各々異なる規則及び手続が適用されている場合には、漁業ごとにテンプレートに記入する方が簡単かもしれない。1つのテンプレートに全ての漁業を記入する場合は、各漁業の情報を明確に区別すること。

テンプレートは、事項によっては割当年度ベースの情報を求めている。CCSBT に関して割当年度を特定していないメンバー・CNM (すなわち EU) は、暦年ベースで情報を提供すること。同テンプレートでは、割当年度 (割当年度を有しない場合は、暦年) を「漁期」と称している。別途記載がない限り、直近に終了した漁期の情報を提供すること。メンバー及び CNM は、提出時の漁期にかかる操業が終了している場合又は終了間近である場合には、当該漁期の予備的情報も提供することが奨励される。

目次

ページ

1	監視、管理及び取締り (MCS) 改善事項のまとめ	2
1.1	今漁期に実現した改善事項	2
1.2	今後予定されている改善事項	2
1.3	非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況	2
2	SBT 漁業及び MCS	2
2.1	みなみまぐろ漁業	2
2.2	SBT 漁獲量のモニタリング	5
2.3	SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)	6
2.4	SBT の転載 (港内及び洋上)	6
2.5	SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船 (FV / CV) の港内検査	7
2.6	SBT の貿易のモニタリング	7
2.7	CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類	8
3	別添 1 の各セクションに対する変更点	8
別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために用いる MCS 取決めの詳細		9
1	SBT 漁獲量のモニタリング	9
1.1	SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)	11
1.2	SBT の転載 (港内及び洋上)	11
1.3	SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船の港内検査	12
1.4	国産品の水揚げ (漁船由来及び蓄養場由来の両方)	12
1.5	SBT の貿易のモニタリング	12
1.6	その他	13
2	生態学的関連種に関する追加的報告要件	13
附属書 1. CCSBT 許可船舶決議		15

1 監視、管理及び取締り（MCS）改善事項のまとめ

1.1 今漁期に実現した改善事項

今漁期に実現した MCS 改善事項の詳細を記入すること。

1.2 今後予定されている改善事項

今後の漁期に予定されている MCS 改善事項及びその実施予定日を記入すること。

1.3 非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況

前回の遵守委員会会合で特定されたあらゆる非遵守について、それらを是正するために取られた措置を記入すること。

2 SBT 漁業及び MCS

2.1 みなみまぐろ漁業

2.1.1 漁獲量及び国別配分量

直近に終了した 3 漁期における有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量を下表 1 に記入すること。

表 1. 有効漁獲上限、繰越しの量、総漁獲利用可能量及び帰属漁獲量

A	B	C	D	E
漁期	有効漁獲 上限 ¹ (トン)	当漁期に繰 り越された 漁獲枠 (トン)	総漁獲利用 可能量 ² (B+C) (トン)	帰属漁獲量 ³ (トン)
(例：2019 年 4 月－ 2020 年 3 月)				

2.1.2 各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量

直近に終了した 3 漁期における各漁業種類ごとの配分量及び SBT 死亡量を下表 2 に記入すること。特定の漁業種類における SBT 死亡量に関する情報が利用可能でない場合は、最善の推定漁獲量を使用すること。全ての数字をトン数で記入すること。

¹ 有効漁獲上限とは、メンバーに対する国別配分量に、国別配分量に関して合意された短期的な変更にかかる調整分を加えた数量をいう。例として CCSBT 24 報告書パラグラフ 87 の表 1 (3) の欄を参照されたい。

² 総漁獲利用可能量とは、当該割当年におけるメンバーへの有効漁獲上限としての配分量に、未漁獲の配分量として当該割当年に繰り越された一切の数量を加えたものをいう。

³ 「メンバー又は CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする：商業的漁業操業（SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない）；放流及び／又は投棄；遊漁；慣習的及び／又は伝統的漁業；沿岸零細業業」

2.1.4 漁業種類ごとの船舶の隻数

直前に終了した3漁期について、漁業種類ごとに、漁期及びSBTを漁獲した船舶の隻数を下表4に記入すること。

隻数を示すことができない場合は、最善の推定値を記入すること、

表 4. 漁業種類別隻数

漁期	隻数			漁業種類 4: 慣習的/ 沿岸零細漁業
	商業的漁業種類		漁業種類 3: 遊漁	
	漁業種類 1 (漁業種類名)	漁業種類 2 (漁業種類名)		
(例: 2019年4 月-2020年3 月)				

2.2 SBT 漁獲量のモニタリング

2.2.1 日次ログブック

- i. 日次ログブックが義務でない場合は、日次ログブックが求められる SBT 漁業の割合を示すこと。
- ii. 収集した努力量及び漁獲量の情報が、CCSBT 科学調査計画（SC5 報告書別紙 D）の「ミナマガロ漁獲の評価」において規定されている事項（保持・投棄された漁獲を含む）に従ったものとなっているか否かを記入すること。従ったものとなっていない場合は、非遵守の内容について説明すること。

2.2.2 追加的な報告方法（RTMP 等）

- i. 複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は報告方法ごとにそれが義務的要件であるか否か、義務でない場合は当該報告方法の対象となる SBT 漁業の割合を記載すること。

2.2.3 科学オブザーバー

- i. 各漁業種類（例：はえ縄、まき網、商業用船及び国内船団）ごとに、直近に終了した 3 漁期において観察された SBT 漁獲量及び漁獲努力量の割合を下表 5 に記入すること。漁獲努力量の単位は、はえ縄では鈎針数とし、まき網では投網数とすること。

表 5. SBT 漁獲量及び漁獲努力量にかかるオブザーバーカバー率

漁期	漁業種類 1		漁業種類 2	
	観察漁獲 努力量 (%)	観察 漁獲量 (%)	観察漁獲 努力量 (%)	観察 漁獲量 (%)
(例：2019 年 4 月－ 2020 年 3 月)				

- ii. オブザーバー計画が CCSBT 科学オブザーバー計画規範に従っていたものか否かについて記入すること。従ったものとなっていなかった場合は、非遵守の内容について説明すること。さらに、他メンバーとのオブザーバー交換があったか否かを示すこと。

2.2.4 船舶監視システム（VMS）

直近に終了した漁期につきメンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、以下を記入すること、

- i. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されたか？
- ii. CCSBT の VMS 決議に従って義務付けられた VMS が運用されなかった場合は、非遵守の詳細及び今後の改善計画を示すこと。
- iii. 自国船籍の 1) 漁船（FV）及び運搬船（CV）であって、自国の VMS システムへの報告が義務付けられている隻数:
 - 1) FVs:
 - 2) CVs:

- iv. 自国船籍の 1) 漁船 (FV) 及び運搬船 (CV) であって、自国の VMS システムに実際に報告した隻数:
 - 1) FVs:
 - 2) CVs:
- v. VMS の要件が遵守されなかった理由及びメンバーがとった措置。
- vi. 漁船に搭載された VMS が故障した場合、故障した時点での漁船の位置 (緯度及び経度) 及び VMS が稼動していなかった期間。
- vii. CCSBT の VMS 決議パラグラフ 3 (b) に基づいて実施された調査に関する説明 (現時点までの進捗状況及び取られた措置を含む)。

2.2.5 洋上検査

直近に終了した漁期中におけるメンバーの取締船による SBT 許可漁船に対する洋上検査のカバー率 (例:検査された SBT 航海数のパーセンテージ) を記入すること。

2.2.6 許可船舶に関する要件

附属書 1 に示した許可船舶に関する要件に対して講じられた自国内の行動及び措置 (懲罰的及び制裁的行動を含む) にかかるレビューの結果を報告すること。

2.2.7 その他の漁業種類 (例: 遊漁、慣習的漁業等) による SBT 漁獲量のモニタリング

その他の漁業種類における漁獲量をモニタリングするために用いたモニタリング手法の詳細を示すこと。

2.3 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送 (蓄養のみ)

直近に終了した 3 漁期において観察された曳航数の割合及び観察された曳航用いけすから蓄養いけすへの魚の移送の割合を下表 6 に記入すること。

表 6. 曳航、いけすへの活け込み及びいけす間の移送のオブザーバーカバー率

漁期	曳航にかかるオブザーバーカバー率 (%)	移送にかかるオブザーバーカバー率 (%)
(例: 2019 年 4 月 - 2020 年 3 月)		

- i. 継続的な監視に向けたステレオビデオシステムの採用計画に関する最新情報を示すこと。

2.4 SBT の転載 (港内及び洋上)

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に準じて、以下を報告すること。

- i. 直近に終了した 3 漁期に洋上及び港内において転載された SBT の数量及び割合を下表 7 に記入すること。

表 7. SBT の転載（港内及び洋上）

漁期	洋上転載された SBT のキログラム数	年間 SBT 漁獲量に対する洋上転載された SBT の割合	内転載された SBT のキログラム数	年間 SBT 漁獲量に対する港内転載された SBT の割合
(例：2019 年 4 月 - 2020 年 3 月)				

- ii. CCSBT 許可船舶リストに登録されている冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船（LSTLV）のうち、直近に終了した漁期中に洋上及び港内転載を行ったもののリスト。
- iii. 直近に終了した漁期中に LSTLV から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオペレーターからの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書。

2.5 SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船（FV / CV）の港内検査

直近に終了した 3 暦年に関して、港内において SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船 / 運搬船が行った陸揚げ / 転載作業の回数、うち検査が行われた陸揚げ / 転載作業の回数、及び CCSBT 措置に対する違反が確認された検査の回数に関する情報を下表 8 に示すこと。

表 8. SBT / SBT 製品を船上に保持する外国漁船 / 運搬船に対する港内検査

暦年	外国船の船籍	実施された陸揚げ / 転載作業の回数	検査が行われた陸揚げ / 転載作業の回数	CCSBT 措置に対する違反が確認された陸揚げ / 転載作業の回数
(例：2019 年)				
	総数			

2.6 SBT の貿易のモニタリング

直近に終了した暦年又は前漁期に関して、

- i. 暦年か漁期年かを示すこと。
- ii. 検査された SBT 水揚げ数量の割合を示すこと。
- iii. 検査された SBT 輸出量の割合を示すこと。
- iv. 検査された SBT 輸入量の割合を示すこと。

2.7 CDS に関して実施された監査のカバー率及び種類

CDS 決議パラグラフ 5.9 の規定に基づき、決議パラグラフ 5.8⁴に従って実施した監査のカバー率の水準及び種類に関する詳細、及び遵守の程度について記入すること。

3 別添 1 の各セクションに対する変更点

別添 1 に記入する最初の年でない場合は、別添 1 の各セクションに関して、前年から変更があったセクションを列記すること。

⁴ CDS 決議パラグラフ 5.8 は「メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない」と規定している。

別添 1. 常設事項: 漁業における SBT 漁獲量をモニタリングするために用いる MCS 取決めの詳細

1 SBT 漁獲量のモニタリング

SBT 漁獲量の水準を管理する制度を説明すること。ITQ 及び IQ 制度については、各社・各船への漁獲量の配分方法について明記すること。オリンピック方式の場合は、SBT 船の許可プロセス、及び漁期の終了を決定するための漁業の監視体制について説明すること。さらに、努力量に関する操業上の制約（規則上のもの及び自主的なものの両方）も記載すること。

漁業における漁獲量の監視方法の詳細を示すため、下表に記載すること。漁場から離れる漁船の監視方法についても詳細を記載すること（ここでは、本別添セクション 1.1 で報告される曳航船は含まない）。

監視方法	説明
日次 ログブック	記入事項: i. 義務要件であるか否か。 ii. 記録される情報の詳細さの程度（操業ごとに記載、1 日の集計を記載等）。 iii. ログブックに記録された ERS の情報。 iv. ログブックの提出先。 v. 提出スケジュール及び方法 ⁶ 。 vi. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。 vii. 適用される法令及び処罰。 viii. その他関連する情報 ⁷ 。

⁵ 報告書がメンバー又は CNM の政府水産当局に提出されていない場合は、後日その情報が漁業当局に提出されるか否か、また、その方法及び時期を記載すること

⁶ 特に、その情報が漁船から電子的に提出されるか否か。

⁷ ERS に関する情報、管理・監視手法の効果に関するコメント、及び今後の改善計画を含む。

<p>追加的な報告方法 (例： RTMP 等)</p>	<p>複数の報告方法がある場合（例：日次・週次・月次の SBT 漁獲報告、標識及び SBT 測定に関する報告、ERS 相互作用の報告等）は、この表に追加の行を設け、それぞれの報告方法を記入すること。そして、報告方法ごとに以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 義務的要件であるか否か。 ii. 記録された情報（SBT 又は ERS に関連しているか否かも含む）。 iii. 報告の提出先と提出元（例：船長、水産会社等）⁵。 iv. 提出スケジュール及び方法⁶。 v. この情報に対して定期的に行った確認（checking）、検証（verification）作業の種類。 vi. 適用される法令及び処罰。 vii. その他関連する情報⁷。
<p>科学オブザーバー</p>	<p>記入事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 漁獲データを検証するために、オブザーバーのデータとその他の漁獲監視データの比較に用いたシステム。 ii. オブザーバーが記録した ERS に関する情報。 iii. オブザーバー報告書の提出先。 iv. オブザーバー報告書の提出のスケジュール。 v. その他関連する情報（改善計画、特に、カバー率を努力量の 10% にするための手段を含む）。
<p>VMS</p>	<ul style="list-style-type: none"> i. メンバーの旗を掲げる許可運搬船及び SBT を漁獲又は収穫する許可漁船に関して、適用される法令及び処罰を示すこと。
<p>その他（例えば電子モニタリングの活用等）</p>	

1.1 SBT の曳航、いけすへの活け込み、いけす間の移送（蓄養のみ）

(a) 漁場から蓄養場への SBT の曳航を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の曳航の要件となる観察。
- ii. SBT のロスを記録するための監視システム（特に SBT の死亡）。

(b) 曳航用いけすから蓄養いけすへの SBT の移送を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の移送の要件となる検査・観察。
- ii. SBT の移送量を記録するための監視システム。

(c) 上記 (a) 及び (b) について、関連する CCSBT CDS 書類（蓄養活け込み様式、蓄養移送様式）を記入、確認（validating）⁸、回収するためのプロセスを説明すること。

(d) その他関連する情報⁷。

1.2 SBT の転載（港内及び洋上）

(a) 港での転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT が転載される可能性がある港として指定されている外地港、並びに SBT の港内転載が禁止されている外地港に関する旗国の規則及び外地港名。
- ii. SBT の港内転載にかかる旗国の検査要件（カバー率を含む）。
- iii. 指定寄港国との情報共有。
- iv. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- v. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）を記入、確認（validating）⁸、回収するためのプロセス。
- vi. 適用される法令及び処罰。
- vii. その他関連する情報⁷。

(b) 洋上転載を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- i. SBT の洋上転載の許可に関する規則及びプロセス、並びに（CCSBT 転載オブザーバーの配乗に加え）SBT の転載数量を確認（checking）・検証（verifying）する方法。
- ii. SBT 転載数量の記録を監視するシステム。
- iii. 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の回収プロセス。
- iv. 適用される法令及び処罰。
- v. その他関連する情報⁷。

⁸ この作業を行う人の地位（例：政府担当官、許可を受けた第3者）も含めること。

1.3 SBT／SBT 製品を船上に保持する外国漁船／運搬船の港内検査

このセクションでは、CCSBT の港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議に関する報告を行うこと。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ及び／又は転載を目的としてこれを運搬する許可外国漁船又は運搬船を指定港に入港させる寄港国であるメンバーは、このセクションに記入しなければならない。SBT 又は SBT 製品の陸揚げ／転載であって、それ以前に港において陸揚げ又は転載が行われていないものに関する情報のみ、下表に記入すること。

- (a) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が入港を要請することができる指定港の一覧を示すこと。
- (b) SBT 又は SBT 製品を運搬する外国漁船又は運搬船が指定港への入港許可を要請する際に求められる最短の通知期間を示すこと。

1.4 国産品の水揚げ（漁船由来及び蓄養場由来の両方）

SBT の国内水揚げの管理・監視に使用したシステムを説明すること。以下の詳細も記入すること。

- (a) SBT 水揚げ指定港に関する規則。
- (b) SBT の水揚げの要件となる検査 (inspection)。
- (c) SBT が他の種として水揚げされていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (d) SBT 水揚げ数量の記録を監視するシステム。
- (e) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、漁獲標識様式）の確認 (validating) ⁸・回収プロセス。
- (f) 適用される法令及び処罰。
- (g) その他関連する情報⁷。

1.5 SBT の貿易のモニタリング

1.5.1 SBT の輸出

SBT の輸出を管理・監視するために使用したシステムを説明すること（外地港に直接水揚げしたものを含む）。以下の詳細も含めること。

- (a) SBT 輸出の要件となる検査 (inspection)。
- (b) SBT が他の種として輸出されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (c) SBT 輸出量の記録を監視するシステム。
- (d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては漁獲標識様式又は再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認 (validating) ⁸・回収プロセス。
- (e) 適用される法令及び処罰。
- (f) その他関連する情報⁷。

1.5.2 SBT の輸入

SBT の輸入を管理・監視するために使用したシステムを説明すること。以下の詳細も含めること。

- (a) SBT の輸入のための特定の港の指定に関する規則。
- (b) SBT 輸入の要件となる検査。
- (c) SBT が他の種として輸入されていないことを確認するために利用された遺伝子検査その他全ての技術に関する詳細。
- (d) 関連する CCSBT CDS 文書（漁獲モニタリング様式、場合によっては、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式）の確認（checking）・回収プロセス。
- (e) 適用される法令及び処罰。
- (f) その他関連する情報⁷。

1.5.3 SBT の市場

- (a) 水揚げから市場までのサプライチェーンの各地点を対象とした全ての活動を記入すること。
- (b) 市場での SBT の管理・監視を行うために使用したシステムを説明すること（例：特定の文書化及び／又は標識装着に関する自主的又は義務化されている要件、並びにそれらの要件の遵守状況の監視又は監査。）。
- (c) その他関連する情報⁷。

1.6 その他

関連するその他の MCS システムを説明すること。

2 生態学的関連種に関する追加的報告要件

(a) 2008 年の ERS 勧告の実施に関する報告要件

- i. 下記の各計画・ガイドラインが実施されているか否かを記入し、実施されていない場合は、各計画・ガイドラインの実施に向けてどのような行動が取られたかを説明すること。
 - はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画
 - サメ類保存管理のための国際行動計画
 - 漁業操業における海亀死亡の削減のための FAO ガイドライン
- ii. 下記のまぐろ類 RFMO 漁業において生態学的関連種⁹の保護を目的とする現行の全ての法的拘束力を持つ措置又は勧告されている措置¹⁰が遵守されているか否かを記載すること。遵守されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。
 - IOTC 条約水域で操業する際には IOTC の措置
 - WCPFC 条約水域で操業する際には WCPFC の措置
 - ICCAT 条約水域で操業する際には ICCAT の措置

⁹ 海鳥、海亀及びサメを含む。

¹⁰ これら RFMO の関連する措置は、http://www.ccsbt.org/site/bycatch_mitigation.php に掲載されている。

iii. 以下のRFMOの要件に基づいて生態学的関連種に関するデータ収集・報告が実施されているか否かを記載すること。これらの要件に基づいてデータが収集・報告されていない場合は、どの措置が遵守されていないか、また、遵守に向けてどのような進展があるかを記載すること。

- CCSBT¹¹;
- IOTC 条約水域で操業する際にはIOTCの要件
- WCPFC 条約水域で操業する際にはWCPFCの要件
- ICCAT 条約水域で操業する際にはICCATの要件

(b) 緩和 - 緩和措置に関する現行の要件を記入すること。

(c) 混獲緩和措置の使用状況のモニタリング

- i. 混獲緩和措置の遵守をモニタリングするために用いられる方法（例：実施される港内検査の種類、及び遵守状況をモニタリングするために用いられるその他のモニタリング及び取締りプログラム）を記入すること。カバー率の詳細（例：各年の検査された船舶の割合）を含むこと。
- ii. SBT 船舶に関する遵守プログラムの一環として収集された緩和措置措置に関する情報の種類を記入すること。

¹¹ CCSBTの現行の要件には、科学オブザーバー計画規範に規定されているもの、及びERSWGに提出する年次報告書テンプレートに記入する内容のものがある。

附属書 1. CCSBT 許可船舶決議

記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び／又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議 (改正部分)

(第28回委員会年次会合(2021年10月13日)において改正)

漁獲証明制度(CDS)の策定のために2005年のCCSBT12で採択された原則及び2006年のCCSBT13において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するためのCDSの実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国によるSBTの漁獲を正確に確認するために、CDSが世界のSBT漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(b)に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会(CCSBT)は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

- 1.1 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のためのCCSBT CDSを実施し、本決議に該当するすべてのSBTに関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDSは、CCSBT CDS文書の作成及びSBTの標識装着を含む。
- 1.2 メンバー、協力的非加盟国又はCDSに協力するその他の国/漁業主体(OSEC¹)の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ²、輸出、輸入及び再輸出について、すべてのSBTは、本決議のセクション3に記載される文書が1つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位³(即ち、頭、目、卵、内臓、尾及び鰭)については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.3 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場へのSBTの移送及び蓄養場間のSBTの移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。

¹用語「CDSに協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

²用語「国産品の水揚げ」とは、当該SBTの漁獲量が計上される国別配分量を有し、及び当該SBTが記録されるCDS文書を発行するメンバー又は協力的非加盟国のCCSBT許可漁船/運搬船により、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土にSBTが水揚げされることをいう。

³この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

- 1.4 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し **CCSBT CDS** の要件を免除することができる。
- 1.5 委員会は、本決議の実施にあたり、**SBT** の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。
- 1.6 メンバー、協力的非加盟国及び **OSEC** は、**SBT** の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された **SBT** について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（**SBT** 蓄養が管轄権の下で行われている場合）**SBT** の蓄養を許可されていない蓄養場への **SBT** の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの **SBT** の収穫を認めてはならない。
- 1.7 メンバー、協力的非加盟国及び **OSEC** は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態の **SBT** について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。
 - 1.7.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく **SBT** を水揚げすることができる。
 - 1.7.2 **CCSBT** 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
 - 1.7.3 予期せぬ **SBT** の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
- 1.8 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.9 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、遵守委員会（**CC**）／拡大委員会（**EC**）に対するそれぞれの年次国別報告書において、1.7.2、1.7.3 又は 1.8 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された **SBT** の尾数及び 1.8 については元来（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.10 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の **SBT** に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される船舶記録により、許可船舶が特定される。

CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件
遵守政策ガイドライン1
(改正部分)

(第26回委員会年次会合 (2021年10月13日) において改正)

5. 生態学的関連種に関する措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議 (5.1)
- みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための決議 (5.2)

5.1 CCSBT の生態学的関連種に関する措置と他のまぐろ類 RFMO の措置との調和 (決議)

名称 : CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議 (ERS 決議)

リンク : https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs_english/operational_resolutions/Resolution_ERS_Alignment.pdf

全 ERS に関する IOTC 及び WCPFC の決議 / CMM 及び ICCAT 勧告への関連リンクは CCSBT ウェブサイトの混獲緩和措置に関するページから確認可能である : <https://www.ccsbt.org/en/content/bycatch-mitigation>

注 : CCSBT 20 において、メンバーは、メンバーの船舶が IOTC、WCPFC 及び ICCAT の各条約水域において SBT を漁獲する場合、各機関における ERS 規則を遵守することを約束した。このコミットメントは、その後の 2018 年の CCSBT 25 で初めて採択された CCSBT の法的拘束力のある ESC 決議に取り入れられた。

5.1 CCSBT の生態学的関連種に関する措置と他のまぐろ類 RFMO の措置との調和

義務	最低履行要件
<p>i. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶であって管轄水域¹においてみなみまぐろを漁獲する船舶が当該管轄水域において発効している全ての ERS 措置を遵守することについて、メンバー又は協力的非加盟メンバーが ERS 措置を採択しているまぐろ類 RFMO のメンバーであるかどうかを問わず、これを確保しなければならない。ただし、メンバー又は協力的非加盟メンバーが WCPFC において関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に対して公式に意義を申し立てており、該当する管轄水域において SBT を漁獲する場合であっても当該 ERS 措置の適用から除外されている場合を除く。</p> <p>ii. 管轄水域¹が重複する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、適用する適切な RFMO の ERS 措置を選択しなければならない。</p>	<p>1. IOTC、WCPFC 又は ICCAT の管轄水域¹で操業する場合、それぞれの機関が定めた生態学的関連種（海鳥類、海亀類及びさめ類）を保護するため、ERS 決議別添 I に記載された全ての措置を遵守するための運用制度及びプロセスを策定し、これを実施する。</p>
<p>iii. 管轄水域¹外で操業する場合、メンバー及び協力的非加盟メンバーは、南緯 30 度以南における全てのはえ縄漁業においてトリラインを使用しなければならない。</p>	<p>1. 南緯 30 度以南であって IOTC、WCPFC 及び ICCAT の管轄水域¹外で SBT を漁獲する場合はトリラインの使用を義務付けるための運用制度及びプロセスを策定する。</p>

¹ ERS 決議でいう管轄水域とは、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）の管轄する水域、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の条約区域及び大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の条約区域である。

5.1 CCSBT の生態学的関連種に関する措置と他のまぐろ類 RFMO の措置との調和

義務	最低履行要件
<p>iv. 各メンバー及び協力的非加盟メンバーは、自国の旗を掲げる船舶が管轄水域¹内でみなみまぐろを漁獲する際に ERS 措置に含まれる義務を遵守することができなかった場合、これに対して効果的な行動をとることを確保しなければならない。拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟メンバーが、メンバーとなっていない委員会の管轄水域においてみなみまぐろ漁業を行う場合、当該条約の適当な機関においてメンバー又は協力的非加盟メンバーによる ERS 措置の遵守状況が評価されない限り、当該メンバー又は協力的非加盟メンバーは、該当する場合には、CCSBT 遵守委員会に対し、関連する ERS 措置に関するこうした行動について報告するものとする。</p>	<p>1. メンバーとなっていない RFMO の管轄水域内における ERS 措置のあらゆる非遵守に関してとられた措置を CCSBT 遵守委員会に報告する。ただし、当該措置にかかる同メンバーの遵守状況が該当する RFMO により評価される場合はその限りでない。</p>

5.2 みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告（勧告）

名称：みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

リンク：https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf

注：本セクションのパラグラフは、メンバーを法的に拘束するものではない²ものの、メンバーによる遵守が期待されるものである。

5.2 みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告	
義務	最低履行要件
<p>i. メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し、これを実施する。</p> <p>a. 可能な限り、海鳥類及びさめ類に関する国際行動計画（IPOA）並びに SBT を含む全ての漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドラインを成功裏に実施する。</p> <p>b. 以下の機関に ERS 情報/データを報告する。</p> <p>i. CCSBT 拡大委員会/遵守委員会（これらに関する MPR セクション 6.5v を参照）、及び生態学的関連種作業部会会合（これらに関する MPR セクション 6.7 を参照）</p>

² 特定の RFMO の管轄水域において他 RFMO による法的拘束力のある措置となっている場合を除く。

5.2 みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

義務	最低履行要件
ii. メンバーは、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び／又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。	

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

名称: 遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート³

リンク: 以下にこの措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

- i. 遵守委員会付託事項の手続規則 10
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidary_bodies.pdf
- ii. CC7 報告書パラグラフ 26（及び別紙 5）
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx
- iii. CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 5 (a)
https://www.ccsbt.org/sites/default/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_VMS.pdf
- iv. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 31
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Transhipment.pdf
- v. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 2 及び 3
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf
- vi. みなみまぐろの全ての死亡要因の報告に関する決議 パラグラフ 1 及び 2
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_Reporting_on_all_Sources_of_Mortality.pdf
- vii. CC7 報告書パラグラフ 25（及び別紙 5）（全ての死亡要因の推定値に関する最良の推定値）
https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_19/jp_report_of_CC7.pdf

³ 報告書テンプレートは以下のリンクから入手可能である: https://www.ccsbt.org/sites/ccsbt.org/files/userfiles/file/templates/jp_Annual_CC-EC_Reporting_Template.docx

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、遵守委員会（CC）及び拡大委員会（EC）に提出する報告書のための合意された CC 及び EC に提出する年次報告書のテンプレート ³ に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。いかなるセクションも空欄のままとしてはならない。要請されている情報が収集されていない場合には、当該セクションを空欄とするのではなく、その旨明記しなければならない。同様に、特定の漁業に対して適当でないセクションについても、空欄にせず、その旨明記しなければならない。
ii. 各メンバーは、自国の遵守委員会及び拡大委員会に提出する報告書 ³ の詳細を改善し続けなければならない。かかる報告書は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。	
iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。	1. 年次国別報告書テンプレート ³ のセクション 2.2.4 : VMS を完成する。
iv. メンバーは、遵守委員会年次会合の 4 週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 前漁期の洋上及び港内における SBT 転載数量 ○ 前漁期に洋上及び港内において転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト ○ 前漁期に LSTLVs から洋上で転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書 	1. 年次国別報告書テンプレート ³ のセクション 2.4 を完成する。
v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連	1. 年次国別報告書テンプレート ³ のセクション別添 1、2 (a) -

6.5 遵守委員会及び／又は拡大委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
種への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、遵守委員会に対し、毎年報告する。	(c) を完成する。
vi. 全てのメンバーは、みなまぐろの全ての死亡要因にかかる数量にかかる正確かつ完全なデータを報告する。メンバーが完全かつ正確なデータを提供することができない場合は、遊漁漁獲量及び投棄量を含む全てのみなまぐろの死亡要因にかかる最良の推定値を毎年報告するものとする。	1. 年次国別報告書テンプレート ³ のセクション 2.1.1、2.1.2 及び 2.1.3 を完成する。